

一 般 会 計

一般会計予算の概要

(歳入)

(単位：千円，％)

款	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 市 税	11,356,078	36.7	11,928,207	42.4	△572,129	△4.8
2. 地 方 譲 与 税	175,732	0.6	198,783	0.7	△23,051	△11.6
3. 利 子 割 交 付 金	8,361	0.0	11,130	0.0	△2,769	△24.9
4. 配 当 割 交 付 金	46,679	0.1	48,338	0.2	△1,659	△3.4
5. 株式等譲渡所得割交付金	48,985	0.2	26,521	0.1	22,464	84.7
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	121,589	0.4	141,451	0.5	△19,862	△14.0
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,333,725	4.3	1,334,451	4.7	△726	△0.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	19,338	0.1	21,112	0.1	△1,774	△8.4
9. 地 方 特 例 交 付 金	211,556	0.7	99,565	0.3	111,991	112.5
10. 地 方 交 付 税	302,366	1.0	118,000	0.4	184,366	156.2
11. 交通安全対策特別交付金	8,039	0.0	8,243	0.0	△204	△2.5
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	292,886	0.9	243,944	0.9	48,942	20.1
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	97,616	0.3	96,902	0.3	714	0.7
14. 国 庫 支 出 金	5,012,642	16.2	4,728,133	16.8	284,509	6.0
15. 県 支 出 金	1,816,330	5.9	1,656,682	5.9	159,648	9.6
16. 財 産 収 入	157,254	0.5	160,213	0.6	△2,959	△1.8
17. 寄 附 金	3,000,000	9.7	1,800,000	6.4	1,200,000	66.7
18. 繰 入 金	2,824,398	9.1	2,114,081	7.5	710,317	33.6
19. 繰 越 金	170,000	0.5	170,000	0.6	0	0.0
20. 諸 収 入	449,426	1.5	440,244	1.6	9,182	2.1
21. 市 債	3,512,000	11.3	2,805,000	10.0	707,000	25.2
歳 入 合 計	30,965,000	100.0	28,151,000	100.0	2,814,000	10.0

(歳出)

(単位：千円，％)

款	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 議 会 費	217,772	0.7	239,325	0.9	△ 21,553	△9.0
2. 総 務 費	4,872,023	15.7	4,296,597	15.3	575,426	13.4
3. 民 生 費	10,193,231	32.9	10,047,216	35.7	146,015	1.5
4. 衛 生 費	2,333,368	7.6	1,458,188	5.2	875,180	60.0
5. 労 働 費	128	0.0	217	0.0	△ 89	△41.0
6. 農 林 水 産 業 費	177,751	0.6	208,536	0.7	△ 30,785	△14.8
7. 商 工 費	58,171	0.2	61,410	0.2	△ 3,239	△5.3
8. 土 木 費	3,043,090	9.8	3,691,543	13.1	△ 648,453	△17.6
9. 消 防 費	1,173,043	3.8	1,111,487	3.9	61,556	5.5
10. 教 育 費	6,418,274	20.7	5,031,469	17.9	1,386,805	27.6
11. 公 債 費	1,079,443	3.5	1,095,523	3.9	△ 16,080	△1.5
12. 諸 支 出 金	1,368,706	4.4	884,489	3.1	484,217	54.7
13. 予 備 費	30,000	0.1	25,000	0.1	5,000	20.0
歳 出 合 計	30,965,000	100.0	28,151,000	100.0	2,814,000	10.0

【歳入】

1. 市 税 予算書 P14

○市民税（現年課税分）

（個人市民税）

（単位：人，千円，％）

内 訳	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
税金を納める人	36,540	35,780	760	2.1
均 等 割 額	126,611	123,977	2,634	2.1
所 得 割 額	4,720,235	4,727,500	△7,265	△0.2
予 算 額	4,846,846	4,851,477	△4,631	△0.1

＊積算根拠

（税率） （納税義務者） （収納率）

・均等割額： $3,500 \text{ 円} \times 36,540 \text{ 人} \times 99.0\% = 126,611,100 \text{ 円}$

・所得割額：当年度課税分 （平均税額） （納税義務者）

（21歳～64歳） $184,000 \text{ 円} \times 27,153 \text{ 人} = 4,996,152,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

（65歳～74歳） $36,700 \text{ 円} \times 6,546 \text{ 人} = 240,238,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$

$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 5,236,390,200 \text{ 円}$

（特徴次年度徴収分） （随時分）

$(5,236,390,200 \text{ 円} - 520,000,000 \text{ 円} + 10,000,000 \text{ 円}) = 4,726,390,200 \text{ 円}$

（特徴前年度課税分） （退職分離分） （分離課税分）

$4,726,390,200 \text{ 円} + 520,000,000 \text{ 円} + 50,000,000 \text{ 円} + 40,000,000 \text{ 円}$

（住宅減税分） （ふるさと納税減税分） （調整控除）

$- 55,489,977 \text{ 円} - 180,000,000 \text{ 円} - 82,043,000 \text{ 円} = 5,018,857,223 \text{ 円}$

（コロナ減収率＝減収見込額）

$5,018,857,223 \text{ 円} \times 5\% \div 250,942,861 \text{ 円}$

$5,018,857,223 \text{ 円} - 250,942,861 \text{ 円} = 4,767,914,362 \text{ 円}$

（収納率）

$4,767,914,362 \text{ 円} \times 99.0\% \div 4,720,235,218 \text{ 円}$

（法人市民税）

（単位：社，千円，％）

内 訳	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
事業所数	1,506	1,501	5	0.3
均 等 割 額	201,801	203,920	△2,119	△1.0
法人税割額	472,382	672,534	△200,152	△29.8
予 算 額	674,183	876,454	△202,271	△23.1

＊積算根拠

・均等割：

1号法人 $50,000 \text{ 円} \times 1,031 \text{ 社} = 51,550,000 \text{ 円}$

2号法人 $120,000 \text{ 円} \times 9 \text{ 社} = 1,080,000 \text{ 円}$

3号法人 $130,000 \text{ 円} \times 207 \text{ 社} = 26,910,000 \text{ 円}$

4号法人 $150,000 \text{ 円} \times 23 \text{ 社} = 3,450,000 \text{ 円}$

5号法人 $160,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 社} = 12,800,000 \text{ 円}$

6号法人 $400,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 社} = 4,800,000 \text{ 円}$

7号法人 $410,000 \text{ 円} \times 125 \text{ 社} = 51,250,000 \text{ 円}$

8号法人 $1,750,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 社} = 7,000,000 \text{ 円}$

9号法人 $3,000,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 社} = 45,000,000 \text{ 円}$

合 計 $1,506 \text{ 社} \quad 203,840,000 \text{ 円}$

（収納率）

歳入見込額 $203,840,000 \text{ 円} \times 99.0\% \div 201,801,600 \text{ 円}$

・法人税割：

(税率)

・ R1. 10. 1 以降事業開始分から 税率 8. 4%

・ R1. 9. 30 以前事業開始分まで 税率 12. 1%

(税率別法人割合)

R1. 10. 1 以降事業開始の法人割合 63. 10%

R1. 9. 30 以前事業開始の法人割合 36. 90%

672, 534, 000 円 (R2 予算額) $\times 63\% \div 8. 4\% = 5, 044, 005, 000$ 円 (①)

672, 534, 000 円 (R2 予算額) $\times 37\% \div 12. 1\% = 2, 056, 508, 925$ 円 (②)

(①+②) = 7, 100, 513, 925 円 $\div 7, 100, 514, 000$ 円

7, 100, 514, 000 円 $\times 8. 4\%$ (R3 年度は税率 8. 4%) = 596, 443, 176 円

596, 443, 176 円 $\times 20\% = 119, 288, 635$ 円 (コロナ減収分)

596, 443, 176 円 $- 119, 288, 635$ 円 = 477, 154, 541 円

(収納率)

477, 154, 541 円 $\times 99. 0\% \div 472, 382, 996$ 円

○固定資産税（現年課税分）

（単位：千円，％）

内 訳	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減	増減率
土 地	1,609,650	1,609,650	0	0.0
家 屋	1,893,030	2,137,071	△244,041	△11.4
償 却 資 産	1,009,336	1,118,139	△108,803	△ 9.7
予 算 額	4,512,016	4,864,860	△352,844	△ 7.3

（土 地）地目別地積等（免税点以上）

（単位：筆，千㎡，千円）

地 目		筆 数	地 積	評 価 額	課税標準額
田	調 整 区 域	2,490	4,452	376,969	376,969
	市街化区域	3	1	12,607	4,202
畑	調 整 区 域	4,730	3,451	175,267	175,267
	市街化区域	343	179	5,337,868	1,769,767
宅 地		27,625	8,552	319,577,834	100,906,714
山林	調 整 区 域	3,030	1,970	65,943	65,943
	市街化区域	139	97	86,790	86,790
池 沼		6	2	40	40
原 野		790	257	10,501	10,501
雑 種 地		3,915	1,454	23,942,615	15,285,689
合 計		43,071	20,415	349,586,434	118,681,882

＊積算根拠

$$\begin{aligned} & \text{（課税標準額）} \quad \text{（税率）} \quad \text{（新築住宅用地適用）} \quad \text{（収納率）} \\ & (118,681,881,695 \text{ 円} \times 1.4\% - 20,000,000 \text{ 円}) \times 99.0\% \div 1,625,130,880 \text{ 円} \\ & \quad \text{（コロナ減収分）} \quad \text{（予算額）} \\ & 1,625,130,880 \text{ 円} - 15,480,000 \text{ 円} \div 1,609,650,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

（家 屋）

（単位：千㎡，千円）

区 分		床面積	課税標準額
総 数	木 造	2,208	63,304,241
	非木造	2,005	94,956,361
	計	4,213	158,260,602
うち令和 2 年中 の新・増築分	木 造	30	1,282,055
	非木造	33	1,923,082
	計	63	3,205,137

＊積算根拠

$$\begin{aligned} & \text{（課税標準額計）} \quad \text{（税率）} \quad \text{（新築軽減等）} \quad \text{（コロナ減収分）} \quad \text{（収納率）} \quad \text{（予算額）} \\ & \{ (158,260,602,477 \text{ 円} \times 1.4\% - 101,096,614 \text{ 円}) - 202,399,483 \text{ 円} \} \times 99.0\% \div 1,893,030,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(償却資産)

(単位：件，千円)

区 分	件 数	課税標準額
市 長 決 定	749	49,951,059
総 務 大 臣 配 分	5	29,677,414
知 事 配 分	3	1,049,209
合 計	757	80,677,682

* 積算根拠

(課税標準額計) (税率) (コロナ減収分) (収納率) (予算額)
 (80,677,682,000 円 × 1.4% - 109,955,612 円) × 99.0% ≒ 1,009,336,000 円

○国所有資産等所在市町村交付金

(単位：千円，%)

内 訳	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減	増減率
茨城県知事（住宅課）	9,968	9,964	4	0.04
茨城県知事（企業局）	997	1,004	△7	△0.7
合 計	10,965	10,968	△3	△0.03

○軽自動車税（現年課税分）

(単位：台，千円)

種 別			令和 3 年度		令和 2 年度		増 減 (金額)
			台数	金 額	台数	金 額	
環境性能割			—	7,667	—	5,505	2,162
種 別 割	原動機付自転車	50cc 以下	1,675	3,350	1,682	3,364	△14
		50cc 超 90cc 以下	140	280	155	310	△30
		90cc 超 125cc 以下	469	1,126	516	1,238	△112
		ミニカー	18	66	17	63	3
		計	2,302	4,822	2,370	4,975	△153
		予算額（収納率 98%）	—	4,725	—	4,875	△150
	小型特殊自動車	農耕作業車	309	742	315	756	△14
		特殊作業車	56	330	50	295	35
		計	365	1,072	365	1,051	21
		予算額（収納率 98%）	—	1,050	—	1,029	21
	軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	651	2,343	628	2,261	82
		三輪	1	5	1	5	0
		四輪自家用（乗用）	10,478	96,866	9,887	89,577	7,289
		四輪自家用（貨物）	1,936	9,684	1,832	9,124	560
		四輪営業用（乗用）	1	7	5	34	△27
		四輪営業用（貨物）	69	238	58	196	42
		二輪小型自動車	888	5,328	1,128	6,768	△1,440
		ボートトレーラー	22	79	20	72	7
		計	14,046	114,550	13,559	108,037	6,513
		予算額（収納率 98%）	—	112,259	—	105,876	6,383
予 算 額 計			—	125,701	—	117,285	8,416

○市たばこ税

(単位：千円，％)

	令和３年度	令和２年度	増 減	増減率
予 算 額	372,532	350,667	21,865	6.2

＊積算根拠

- ・課税標準数量 ・一般分 : 9月分までは旧税率，10月以降分は新税率

$$\begin{array}{c} \text{(R1実績)} \\ 65,749,000 \text{ 本} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(調整率)} \\ 0.90 \end{array} \div 59,174 \text{ 千本}$$

$$9 \text{ 月まで} \quad 35,291 \text{ 千本} \times 6.122 \text{ 円} = 216,051,502 \text{ 円 (旧税率)}$$

$$10 \text{ 月から} \quad 23,883 \text{ 千本} \times 6.552 \text{ 円} = 156,481,416 \text{ 円 (新税率)}$$

$$\text{(一般分計)} \quad 372,532,918 \text{ 円}$$

○都市計画税（現年課税分）

(単位：千円，％)

内 訳	令和３年度	令和２年度	増 減	増減率
土 地	390,486	390,486	0	0.0
家 屋	347,576	393,791	△46,215	△11.7
予 算 額	738,062	784,277	△46,215	△5.9

＊積算根拠

- ・土地： $\begin{array}{c} \text{(課税標準額)} \\ (135,548,751,577 \text{ 円}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(税率)} \\ 0.3\% \end{array} - \begin{array}{c} \text{(新築住宅用地適用)} \\ 8,000,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(収納率)} \\ 99.0\% \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(予算額)} \\ 394,659,792 \text{ 円} \end{array}$

$$\begin{array}{c} \text{(コロナ減収分)} \\ 394,659,792 \text{ 円} - 4,173,000 \text{ 円} = 390,486,792 \text{ 円} \end{array}$$

- ・家屋： $\begin{array}{c} \text{(課税標準額)} \\ (130,462,111,471 \text{ 円}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(税率)} \\ 0.3\% \end{array} - \begin{array}{c} \text{(震災軽減)} \\ 1,289,244 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(コロナ減収率)} \\ (100\% - 10\%) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(収納率)} \\ 99.0\% \end{array} \div 347,576,508 \text{ 円}$

令和３年度市税滞納繰越分の積算表

予算書P14～P15

(単位 千円)

税 目	R2年度末 調定見込額 (A)	R2年度 収納見込額 A×C (B)	R2年度 収 納 見込率 (C)	R2年度 不納欠損 見 込 額 (D)	R3年度へ の滞納繰越 見 込 額 A－B－D (E)	R3年度 収 納 見込額 E×G (F)	R3年度 収 納 見込率 (G)
個 人 市 民 税	5,104,188	5,024,962	—	3,962	75,264	38,761	51.5%
前 年 度 分	5,024,535	4,984,339	99.2%	—	40,196		
前々年度以前分	79,653	40,623	51.0%	3,962	35,068		
法 人 市 民 税	887,359	877,799	—	792	8,768	1,333	15.2%
前 年 度 分	878,210	876,454	99.8%	—	1,756		
前々年度以前分	9,149	1,345	14.7%	792	7,012		
固 定 資 産 税	5,025,799	4,965,925	—	3,054	56,820	29,546	52.0%
前 年 度 分	4,963,756	4,933,973	99.4%	—	29,783		
前々年度以前分	62,043	31,952	51.5%	3,054	27,037		
軽 自 動 車 税	123,727	120,352	—	196	3,179	1,322	41.6%
前 年 度 分	120,450	119,005	98.8%	—	1,445		
前々年度以前分	3,277	1,347	41.1%	196	1,734		
都 市 計 画 税	822,049	811,626	—	564	9,859	4,811	48.8%
前 年 度 分	811,305	806,437	99.4%	—	4,868		
前々年度以前分	10,744	5,189	48.3%	564	4,991		
合 計	11,963,122	11,800,664	—	8,568	153,890	75,773	—

2. 地方譲与税 ～ 21. 市債 予算書P15～P31

(単位：千円，％)

款	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	概 要
2. 地方譲与税	175,732	198,783	△ 23,051	△ 11.6	
地方揮発油譲与税	41,109	47,557	△ 6,448	△ 13.6	地方揮発油譲与税総額の100分の42が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
自動車重量譲与税	129,004	145,673	△ 16,669	△ 11.4	自動車重量税収入額の1,000分の407が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
地方道路譲与税	1	1	0	0.0	平成21年度の税制改正により地方揮発油譲与税に名称変更されたが、経過措置により、旧法により課税された分は地方道路譲与税として譲与される。
森林環境譲与税	5,618	5,552	66	1.2	森林環境税収入額の10分の9が市町村に交付されるもので、市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基礎として按分される。
3. 利子割交付金	8,361	11,130	△ 2,769	△ 24.9	県民税利子割収入額を都道府県間で精算等を行った額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
4. 配当割交付金	46,679	48,338	△ 1,659	△ 3.4	県民税配当割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
5. 株式等譲渡所得割交付金	48,985	26,521	22,464	84.7	県民税株式等譲渡所得割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が、当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
6. 法人事業税交付金	121,589	141,451	△ 19,862	△ 14.0	都道府県の法人事業税収入額の100分の7.7が市町村に交付されるもので、令和3年度は法人税割(1/3)，市町村の従業員数(2/3)を基礎として按分される。
7. 地方消費税交付金	1,333,725	1,334,451	△ 726	△ 0.1	【従前の税率分】 消費税の1%分に相当する額から徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口及び従業者数に基づく按分により交付される。 【増税分】 消費税の1.2%分に相当する額を都道府県間で清算を行い、清算後の額の2分の1が人口に基づく按分により交付される。
8. 環境性能割交付金	19,338	21,112	△ 1,774	△ 8.4	自動車税環境性能割（軽自動車以外にかかるもの）収入額から5%の事務費を控除した額の100分の47が、道路の延長及び面積によって按分して交付される。
9. 地方特例交付金	211,556	99,565	111,991	112.5	
減収補てん特例交付金	94,458	99,565	△ 5,107	△ 5.1	住宅借入金等税額控除による個人市民税の減収額、消費税率引上げに伴う自動車税及び軽自動車税環境性能割軽減による減収の補てん分が交付される。
新型コロナウイルス感染症対策地方減収補てん特例交付金	117,098	-	117,098	皆増	新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税及び都市計画税の減収の補てん分が交付される。

(単位：千円，％)

款	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	概 要
10. 地方交付税	302,366	118,000	184,366	156.2	
普通交付税	81,753	0	81,753	皆増	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税の一定割合を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。
特別交付税	220,613	118,000	102,613	87.0	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、交付される。
11. 交通安全対策特別交付金	8,039	8,243	△ 204	△ 2.5	交通安全施設整備の財源として、交通事故発生件数と人口集中地区人口を基礎として交付される。
12. 分担金及び負担金	292,886	243,944	48,942	20.1	障がい児通所支援事業費負担金、保育所入所負担金、児童クラブ入所負担金等
13. 使用料及び手数料	97,616	96,902	714	0.7	公園等施設使用料、市営住宅使用料、道路占用料、行政財産使用料 各種諸証明書発行手数料、畜犬手数料、粗大ごみ収集運搬手数料、屋外広告物手数料、開発許可等手数料等
14. 国庫支出金	5,012,642	4,728,133	284,509	6.0	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
15. 県支出金	1,816,330	1,656,682	159,648	9.6	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
16. 財産収入	157,254	160,213	△ 2,959	△ 1.8	土地建物貸付収入、基金等利子、預託金償還金 等
17. 寄附金	3,000,000	1,800,000	1,200,000	66.7	ふるさとづくり寄附金
18. 繰入金	2,824,398	2,114,081	710,317	33.6	他会計繰入金 財政調整基金、協働のまちづくり基金、地域福祉基金、緑化基金、ふるさとづくり基金、公共公益施設整備基金 等
19. 繰越金	170,000	170,000	0	0.0	前年度からの繰越金
20. 諸収入	449,426	440,244	9,182	2.1	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入 等
21. 市債	3,512,000	2,805,000	707,000	25.2	坂町清水線整備事業債、みずき野大日線整備事業債、学校給食センター改築事業債、黒内小学校増築事業債、臨時財政対策債等

【 歳 出 】

〔議会事務局 所管〕

01010102 議員報酬等事務

予算書P. 33

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	147,502	149,528	△ 2,026	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	147,502	149,528	△ 2,026	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第203条第1項の規定に基づき、地方公共団体は、議会の議員に対し報酬を支払わなければならないとされている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議員の職務として、市の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行う。また、議会が決定した政策を中心に執行機関の行財政運営事務処理や事業の運営が適法、適正に、かつ公平・効率的に、民主的になされているかどうかを検証し、市民全体の立場に立って行われているか監視する。そのような中で、議員が公正かつ円滑に職務を遂行できるよう、活動の対価として議員に報酬及び期末手当を支給する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 議員報酬 89,196千円
 - ・議長 430,000円×12か月＝5,160,000円
 - ・副議長 397,000円×12か月＝4,764,000円
 - ・議員 367,000円×12か月×18人＝79,272,000円
- 2 議員期末手当 28,209千円
 - ・議長 430,000円×3.3か月×1.15＝1,631,850円
 - ・副議長 397,000円×3.3か月×1.15＝1,506,615円
 - ・議員 367,000円×3.3か月×1.15×18人＝25,069,770円
- 3 共済費 30,097千円
 - ・共済会給付費負担金 370,000円×12か月×20人×33.6/100＝29,836,800円
 - ・共済会事務負担金 13,000円×20人＝260,000円



タブレットを使った会議の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,400	2,400	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,400	2,400	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第100条第14項の規定に基づき、守谷市議会の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議員の外部研修会への参加を促進するとともに、調査研究に必要な費用の一部を政務活動費として交付し、審議・発案能力を向上させるための調査活動基盤の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 政務活動費 2,400千円
 10,000円×12か月×20人=2,400,000円

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,380	4,544	△ 164	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,380	4,544	△ 164	

【背景(なぜ始めたのか)】

議員が、先進的な施策に取り組んでいる市町村を視察研修し、その成果等を市の行政運営の向上に反映させるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

行政の課題が高度化、専門化する中、それに対応するため先進地視察などの所管事務調査を積極的に行い、政策立案能力や審議能力の向上を図る。また、他の自治体の現状と比較することで、本市の状況を客観的に判断する。各委員会所管の調査研究を行い、先進的な考えを学び、地方自治の課題研究に取り組むことにより、行政施策に対する認識を深め、市民のための施策向上も図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会運営委員会、総務教育常任委員会、都市経済常任委員会、保健福祉常任委員会及び特別委員長等が先進地視察を行う。

また、研修地への交通手段として、飛行機や鉄道(新幹線)も利用できるようにし、研修範囲を広げ、視察目的の達成や内容を充実させる。

- 1 旅費 4,059千円 (費用弁償: 宿泊費・交通費
 特別旅費: 職員旅費・交通費)
 2 委託料 321千円 (視察研修バス運行業務)



視察研修の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,834	5,984	△ 150	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,834	5,984	△ 150	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第123条第1項の規定に基づき会議録を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

本会議及び委員会の会議録を作成し閲覧に供したり、市議会ホームページに会議録等の議会情報を公開することで、市民に市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

<会議録作成>

本会議の会議録は、年4回の定例月議会及び臨時議会に発行する。委員会は、開催ごとに製本しているが、同月開催の場合は1冊にまとめている。

会議録は、議会事務局、議会図書室、中央図書館、各公民館図書室で閲覧可能である。

<会議録検索システム>

本会議及び委員会の会議録は、インターネットでも閲覧できるようになっており、本会議の会議録は平成16年分から、委員会は平成24年分から閲覧可能である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,275	3,079	196	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,275	3,079	196	

【背景(なぜ始めたのか)】

議会における議案の審議状況や一般質問の内容を市民に周知することを目的に昭和51年から発行している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市議会に対する要望等多様化しており、開かれた議会が求められる中、定例月議会及び臨時議会の内容を議会広報紙に掲載し発行している。併せて議会録画映像をインターネット上に配信することで、市議会の運営・活動状況を広く市民に情報提供し、市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 需用費 1,588千円

議会だより印刷製本費 $16.40円 \times 22,000部 \times 1.10 \times 4回$
 $= 1,587,520円$

※平成27年度から紙面構成・内容等のリニューアルを行い、
 分かりやすく見やすい広報紙を作成している。

2 委託料 1,687千円

議会映像配信 $127,800円 \times 12か月 \times 1.10 = 1,686,960円$



議会だより「こじゅけい」

〔市長公室 秘書課 所管〕

02010301 広報活動事業

予算書P. 46

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,628	23,171	△ 10,543	
国庫支出金	15	15	0	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	900	1,260	△ 360	広報もりや広告掲載料
一般財源	11,713	21,896	△ 10,183	

※令和3年度からシティプロモーション関連の予算を別事業に分割したため、事業費が大きく減少している。

【背景(なぜ始めたのか)】

市の施策やイベント、市内での出来事等の市政情報を広く市民に周知する責務があるため、広報もりや、SNS等を通じて市民に情報を提供する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市政情報の提供により、市民の行政に対する関心を高め、市政への参加意識の向上を図る。

市民に対しては、適切かつ必要な情報を提供することで、行政サービスを受けたり、イベントに参加していただくことにより、生活をより充実させる。また、守谷への愛着を高め、シビックプライドの醸成を図る。

市外者には、広報もりやをインターネット上で公開したり、SNS等で情報発信することで、守谷に興味を持ってもらうためのきっかけとする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

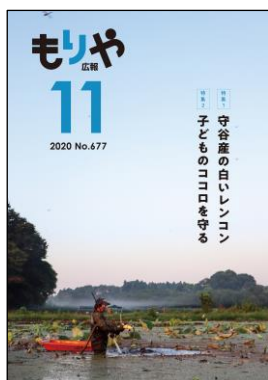
<広報もりや及び広報もりやおしらせ版の発行>

広報紙を毎月2回(10日・25日)発行し、市政情報を市民に提供する。令和元年度からはフルカラー印刷に変更した。

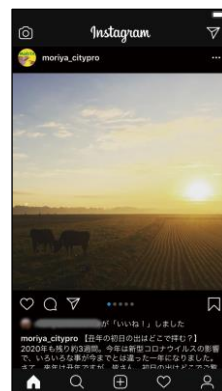
特集記事を毎月掲載し、市民が紙面に登場する機会を増やすことで、内容をより身近に感じてもらえるように意識している。また、市の農産物や市にゆかりのあるスポーツ選手など、これまで市民にもあまり知られてこなかった情報を取り上げることで、新たな守谷の魅力を発掘し、市民にも紹介している。このような編集方針により、市民が手に取り、実際に読んでみたくなる広報紙の制作を目指している。

<SNSによる情報発信>

市公式のSNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム)を利用して、市内外を問わず情報を発信する。SNSは、写真の多用や動画の掲載が可能であり、ハッシュタグと呼ばれる見出し語を使用することで訴求性を高められるなどの利点があることから、これらを活用して守谷市を積極的にPRしていく。



広報もりや



SNS

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,205	0	11,205	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	92	0	92	オリジナルグッズ売払代
一般財源	11,113	0	11,113	

※令和2年度まで広報活動事業の一部事業となっており、令和3年度から分離したため前年度事業費がゼロとなっている。

【背景(なぜ始めたのか)】

市の魅力を市内外の方に知ってもらうため、平成26年度からシティプロモーションを展開している。平成30年度には守谷市シティプロモーション戦略プランを策定し、これに基づきフォトコンテスト、守谷ハーフマラソンでのPRブース設置、守谷イメージ画制作などの事業を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対しては、市の魅力や様々な情報を効果的に伝えることで、市に愛着を持ってもらい、シビックプライドを醸成する。

市外者に対しても、市民に対する魅力等の情報発信を通じて、市に興味を持ってもらい、知名度を高めていく。これにより、転入者の増加等、まち・ひと・しごと総合戦略の展開施策に寄与する効果も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

シティプロモーション戦略プランに基づきシティプロモーション活動を展開していく。令和3年度は、守谷イメージ画及びブランドメッセージを活用したプロモーション活動を展開させるため、オリジナルグッズの種類を充実させるとともに、市内に整備する情報発信媒体の更新等も進めていく。また、動画コンテンツの充実や、もりや広報大使を活用した事業を展開していく。



守谷イメージ画(ポスタージャック)



オリジナルグッズ(エコバック)



動画コンテンツ(Youtube)

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,339	0	2,339	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,339	0	2,339	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年に単独市制により「市」となった守谷市が、令和4年2月2日に市制施行20周年を迎えることから、これを祝するとともに市内外に広く周知するため、各種記念事業を展開する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対して、市制施行20周年を契機に、施行以来のまちの歩み等の市の情報を周知するとともに、協働による記念イベント等を実施することで、市への共感や愛着心、ふるさと意識を持っていただく。

また、これにより、次の10年、20年に向け、市とともに地域をより良くしていこうとする協働の機運を醸成する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年1月から12月までを「20周年記念年次」とし、期間内に、市民、事業者、団体と連携して各種記念事業を実施する。

事業体系は、記念式典のほか、冠事業（例年実施する事業に「守谷市市制施行20周年」の名称を付ける事業）、特別イベント・事業（20周年の周知及び市全体の祝賀ムード醸成のため当該年のみ実施するイベント・事業）の3本となり、いずれにも企画段階から市民等の意見を反映させるため、市民を構成員とする「市制施行20周年記念事業検討委員会」及び庁内各課職員からなる「市制施行20周年記念事業プロジェクトチーム」の両方で、事業方針、事業計画及び実施方法等を協議の上決定し、連携して実施する体制とする。



プレ事業「20周年記念ラッピングシートデザイン制作ワークショップ」で制作された市内4中学校美術部の作品

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,977	10,715	△ 6,738	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,862	1,944	△ 82	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	2,115	8,771	△ 6,656	

※令和3年度から、市民生活総合支援アプリMorinfo（もりんふお）に関する経費を、デジタル戦略課所管の庁内ネットワーク運営管理事務に移管するため、事業費が大きく減少している。

【背景(なぜ始めたのか)】

市の情報を効率的かつ広く周知するため、情報発信において即時性を有し、大量の情報を発信することができる市ホームページを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ホームページを適切に管理し、情報を発信することにより、市民サービス及び市認知度の向上を図る。また、ニーズに合わせた情報発信を行うため、定期的にサイト全体のリニューアルを行うとともに、ウェブアクセシビリティの更なる向上を目指し、各ページの見直しを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ホームページ（パソコン、スマートフォン、携帯電話対応）、メールマガジン（メールもりや）の運用管理を行う。

令和3年度は、ホームページの管理機能を強化し、検索履歴の多いページ等を効率的に把握することで、より効果的なホームページ運営を図る。



市公式ホームページ(パソコン)



メールマガジン(メールもりや)

〔市長公室 企画課 所管〕

02010711 守谷駅東口市有地利活用事業

予算書P. 55

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,179	252,083	△ 230,904	
国庫支出金	10,582	48,000	△ 37,418	地方創生推進交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	181,000	△ 181,000	
その他	10,597	23,083	△ 12,486	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

当該地は、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業などにより公共施設を整備する用地として確保されたが、施設の整備計画は周辺の開発状況を踏まえて策定することとして、これまでは暫定的に利用されてきた。当該地周辺においては、松並青葉地区の宅地販売が始まるなど、駅周辺のまちづくりが新たな段階に入ったことから、平成26年3月に守谷市総合計画審議会に当該地の活用の在り方を諮問し、平成27年4月の答申により、民間活力により利活用を図る方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

民間活力を導入した官民連携事業として守谷駅東口市有地利活用事業を実施する。当該地には良質な緑を感じられるオープンスペースを整備し、隣接する商業施設は大和リース株式会社によりオープンスペースと一体的な利活用を前提に設計、整備される。

市は大和リース、市民、市内事業者等を中心に組織される協議会と共に、人々の交流や賑わい創出を促し、多くの市民や市民団体、民間企業などが集まる駅前の拠点とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

舞台となる守谷駅東口市有地は令和3年度中に整備される予定である。当該地を人々の交流や賑わいにより駅前の拠点とするために、協議会を大和リースと共に立ち上げる。そして協議会員が自主的、主体的に駅前に賑わいを創出する環境を整えるものである。具体的には、オープンスペースがイベント等実施しやすい場所になるように、サポート体制を整え、相談窓口を常設し、協議会員自らも賑わいに資する様々なイベントを実施する。

[当該地の情報]

所在地：中央二丁目53番地 他

面積：12,792.35㎡ (全体)

02010714 みずき野地内市有地利活用事業

予算書P. 56

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,877	6,700	177	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,877	6,700	177	電気料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年11月に商業施設が撤退して以降、利活用がなされないままになっている当該地を市が購入し、民間事業者の有する企画力、資金力、ノウハウ等により地域の活性化につながる施設を整備する方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の活性化につながる施設を民間活力により整備することで、まちに魅力や活気を取り戻し、人口の回復につなげる新しい循環型のまちづくりを進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

賑わい創出を目的としてみずき野地区まちづくり協議会に敷地の一部及び銀行跡を貸し、令和2年7月に「みずき野ひろば」がオープンした。

しかし、全体の利活事業者は決まっていなかったため、引き続き新たな利活用事業者の模索など、地元自治会等とも調整を図りながら、利活用の早期実現を目指す。



「みずき野ひろば」改修作業



「みずき野ひろば」オープン初日

02010718 シェアハウス事業

予算書P. 56

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,219	6,649	△ 430	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,219	3,527	2,692	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	3,122	△ 3,122	

【背景(なぜ始めたのか)】

高齢化の進む地域に学生を呼び込み、地域活動に参画することにより、地域コミュニティの活性化を図るための事業として、平成28年度から地方創生推進交付金を活用して実施した。令和元年度からは、市単独事業として継続している。

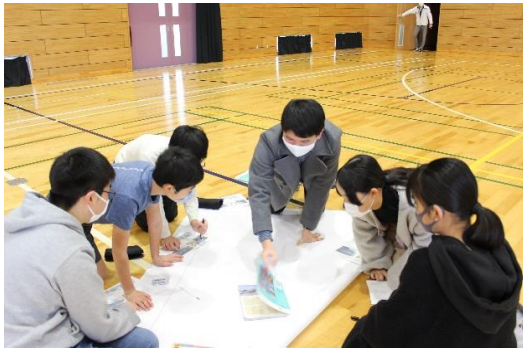
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

まちづくりに意欲的な学生を取り込み、地域活動等への参加を促進することにより、活力のある地域づくりにつなげるとともに、活動を通じて、地域への愛着を持ってもらい「第2のふるさと」として守谷市への将来的な移住につなげることににより、人口減少対策への相乗効果も期待できる。また、守谷市出身ではない若者や異世代が同じ地区で生活し、活動をともしることにより、互いに新たな気付きを得ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

高齢化が進んでいる地区(みずき野地区及び北守谷地区)に生じている空き家を市が借り上げ、守谷市外に住んでいる学生を対象に、地域活動や市事業への参加を条件として無償で住ませる。学生や自治会・町内会、まちづくり協議会、市との連携により、地区が目指すまちづくりに向けた活動を行う。

市が間に入ることで、小中学校等とのコラボ企画や市事業へ参加することで、幅広い交流を図る。



郷州小学校でのワークショップ



みずき野地区の夕涼み会

02010722 オリンピック・パラリンピック事業

予算書P. 57

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,365	7,187	6,178	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	6,288	0	6,288	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業補助
地方債	0	0	0	
その他	360	360	0	レセプションパーティー参加者負担金
一般財源	6,717	6,827	△ 110	

【背景(なぜ始めたのか)】

国は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、各地方公共団体にホストタウン登録を推進している。本市にはニジェール共和国への支援を長年行っている「一般社団法人 コモンニジェール」が存在することから、令和元年8月にニジェール共和国のオリンピック担当者の了承を得て、ホストタウンとして登録を行った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ニジェール共和国のホストタウンとして、選手団やオリンピック関係者と市民との交流を通し、ニジェール共和国をはじめ普段関わる機会の少ないアフリカ諸国への理解と国際感覚の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

大会前の意識醸成として、「一般社団法人 コモンニジェール」による小中学校での講演会や市施設における展示会等を実施する。また、選手団等の来日時には日本文化の体験やニジェール料理の紹介イベント等を企画し、市民との交流を図る。選手団や市民が安心して交流できるよう、新型コロナウイルス感染対策としてニジェール共和国と受入マニュアルを締結し、双方遵守したうえで交流前の検査などを厳重に行う。

02010724 総合計画策定事業

予算書P. 58

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,418	10,763	△ 1,345	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,418	10,763	△ 1,345	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成24年度に、市のまちづくりの方向性や施策を示した「第二次守谷市総合計画（計画期間：平成24年度～令和3年度）」を策定し、様々な施策に取り組んできた。第二次計画の計画期間が令和3年度に終了することに伴い、更に10年後の市の将来像と、その実現に向けたまちづくりの方向性や全庁的な施策を定めるため、第三次総合計画を策定する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

第三次総合計画を策定し将来を見据えたまちづくりの方向性を打ち出すことで、多様化する市民ニーズに対応した効率的な行政運営が実現できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

第三次総合計画の策定にかかる支援業務を委託し、社会経済情勢の変化や日々進歩しつつある市民を取り巻く生活環境の変化を的確に捉えるとともに、全庁的な各検討会議や外部有識者・市民等で構成する総合計画審議会からの意見を踏まえ、新たなまちづくりの指針を示した実効性の高い計画策定を進める。

〔市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 53

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,664,670	992,934	671,736	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,647,673	976,324	671,349	ふるさとづくり寄附金
一般財源	16,997	16,610	387	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金を募り、寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それによりさらなる寄附金が集まることが期待され、市の財源確保を図れる。

また、市内事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の地場産品の認知度向上や、イメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・企業訪問等にて寄附未経験者へ寄附誘引のアプローチを行い、新たな市場を開拓する。
- ・寄附を誘引するために、過去の寄附者へダイレクトメール等を送付する。
- ・令和2年度に引き続き、ふるさと納税返礼品等未登録事業者を訪問し、返礼品等協力事業者への登録を促す。
- ・製品に加え、飲食店等のサービスも返礼品として提供することで、返礼品等の拡充を図る。
- ・多くの寄附を集める自治体や事例を参考とし、また、他自治体や民間企業等と交流を深め情報交換することで効果的な寄附誘導施策を行う。
- ・Webを中心とした広告、守谷サービスエリア等を活用したイベント・広告等により返礼品等を広く周知する。
- ・寄附者への返礼品代、寄附ポータルサイト利用料、返礼品等寄附管理業務委託料、寄附管理システム利用料、運送費、その他関連事務費等に利用する。



守谷市ふるさとづくり寄附金 主な返礼品等イメージ

〔市長公室 デジタル戦略課 所管〕

02010802 庁内ネットワーク運営管理事務

予算書P. 59

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	272,327	190,563	81,764	
国庫支出金	1,064	3,267	△ 2,203	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	28,513	0	28,513	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	242,750	187,296	55,454	

【背景(なぜ始めたのか)】

経費及び職員増を抑制しながら行政サービスの向上を図るため、平成7年度にパソコン導入を開始し、平成9年度から業務システムの運用を開始した。

また、庁内業務のペーパーレス化や情報共有の効率化を目的に、平成10年度から庁内情報システムの運用を開始し、平成14年度には市民への情報提供の充実を図るためインターネットやメール環境を整えた。

さらに、ICTを活用した行政サービス及び行政事務の向上を目指し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁内の情報ネットワーク環境を適切に維持するとともに、業務の迅速化、簡素化、情報の共有化を推進することによる市民サービスの向上やAI、RPA等の先進技術を導入し、効率的な行政サービスの提供を図る。

また、情報漏えいの未然防止など情報セキュリティの確保とその強化を図る。

さらに、双方向の情報発信機能を有しているMorinfo（もりんふお）を活用し、市民に市政情報を積極的に配信し、市政への関心を持ってもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

住民基本台帳や財務会計などの行政事務を、迅速かつ効率的に執行するため、ネットワークを構築しており、システムが適切に稼動するよう管理するとともに新たなシステムの導入を推進し、より効率的な業務執行体制を整備する。

国が提唱する超スマート社会「Society 5.0」の到来を見据え、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの先進技術の活用についての検証・導入をする。

「デジタルトランスフォーメーション」の概念を取り入れ、「市民一人一人に寄り添った」サービス提供への変換を図るためのシステムである「カスタマーリレーションシップマネジメント（CRM）」の導入を検討する。

市民に的確・即時に市政情報等を提供するとともに、市内施設の不具合等を報告いただける双方向の情報発信環境として平成29年度に整備したMorinfoについては、引き続き、防災機能などを充実させ、市民生活の利便性の向上を図っていく。

〔参考〕Morinfoインストール数：9,848件（令和3年2月1日現在）（令和2年2月1日現在：7,310件）



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



Morinfo

〔総務部 総務課 所管〕

02010110 職員研修事業

予算書P. 38

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,065	2,142	△ 77	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,065	2,142	△ 77	

【背景(なぜ始めたのか)】

人材育成基本方針に基づき「公務への使命と責任を自覚し、住民の期待と信頼に応えられるよう自らを高める意欲を持ち、常に自己啓発に努めようとする職員の育成」「市政の目標を理解し、強い意欲と積極性を持って政策を形成できる職員の育成」「時代の変化や多種多様な行政環境に的確に対応できる柔軟な思考力や創造性を持つ職員の育成」を目標として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員の資質向上及びスキルアップによる住民サービスの質的向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・階層研修：職員の職位・職務に応じた役割の認識や職務遂行に必要な能力の向上を目的に研修を実施する。

＜研修名＞

新規採用職員課程，第一部職員課程，第二部職員課程，第三部職員課程，監督者第一部課程，監督者第二部課程，新任課長補佐課程，現任課長補佐課程，新任課長課程，新任部長等課程

- ・特別研修：職員の担当業務を的確に遂行できる能力と，時代や環境の変化に即応できる適応力を養成する。

＜研修名＞地方自治制度講師養成研修，行政法講座 他

02040201 茨城県知事選挙事務

予算書P. 74

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,641	0	17,641	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	17,641	0	17,641	茨城県知事選挙委託金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県知事の任期が令和3年9月に満了となるため，茨城県知事選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき，公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

茨城県知事選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の新聞折込などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

コロナ禍における選挙となることが想定されるため、消毒用アルコールなどの予算を計上している。(飛沫防止のためのパーテーションについては令和2年11月に執行した守谷市長選挙の際に購入したものを使用し、マスクや使い捨て鉛筆などの一部消耗品については、同選挙での余りを使用する。)



明るい選挙推進協会
選挙啓発キャラクター
「選挙のめいすいくん」

02040301 衆議院議員選挙事務

予算書P. 76

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,229	0	25,229	
国庫支出金	23,762	0	23,762	衆議院議員総選挙委託金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,467	0	1,467	

【背景(なぜ始めたのか)】

衆議院議員の任期が令和3年10月に満了となるため、衆議院議員総選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき、公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

衆議院議員総選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の新聞折込などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

小選挙区・比例代表・国民審査と票数が3票となる選挙のため、開票事務は投票用紙計数器や読取分類機を使いながら迅速に行う。令和3年度は投票用紙計数器の一部買替を行う予定である。なお、投票用紙計数器は、市の選挙にも使用するため、一部を一般財源で負担する。

コロナ禍における選挙となることが想定されるため、消毒用アルコールや飛沫防止のパーテーションなどの予算を計上している。



啓発のための看板を設置した広報車
(※写真は守谷市長選挙時のもの)

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 65

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,831	32,703	7,128	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	39,831	32,703	7,128	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に所得や控除を把握するとともに、税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため市ホームページ等で周知に努める。

02020202 法人市民税賦課事務

予算書P. 66

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	604	603	1	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	604	603	1	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、法人住民税の均等割の賦課事務を始めた。翌年には、地方税法の改正に伴い、税条例を改正し、法人税割の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、法人市民税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 市内に事務所や事業所を有する法人等に対し、事業年度終了に合わせ申告書を送付し、提出された法人の申告に基づき課税の決定、適正な法人市民税の賦課を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	41,748	38,152	3,596	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	41,748	38,152	3,596	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、固定資産税の課税客体(土地、家屋、償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 標準宅地の土地鑑定評価
 - ・時点修正(価格の下落を課税に反映)や標準宅地の不動産鑑定評価を行い、土地評価の適正化・均衡化を図る。
- 固定資産現況調査
 - ・令和6年度の評価替えに向けて次の作業を行う。
 - ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
 - ・地番図や家屋図のデータ更新
 - ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
 - ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等
- 償却資産申告勧奨
 - ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,235	1,940	295	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,235	1,940	295	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、税条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在(4月1日)の軽自動車等の所有者に課税する。
- 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 67

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,039	49,642	397	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	312	700	△ 388	市税督促手数料
一般財源	49,727	48,942	785	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるのに必要な自主財源確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納付しやすい環境を整備し、適正かつ公平な収納を推進することにより、収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現在、口座振替納付、コンビニ納付、アプリ納付、クレジット納付及び金融機関等での窓口納付の方法により、収納を進めている。

口座振替納付は、現年度分の収納率を向上させるため最も有効的な方法であり、取扱い手数料が安価であることから、今後、銀行との連携などにより口座振替利用者増の促進を図る。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 68

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,695	7,736	959	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	茨城租税債権管理機構精算金
一般財源	8,694	7,735	959	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるために必要な自主財源の確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額の解消を図り、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話等による納税催告を行う。

それでも納付がない場合は、納税相談、納付指導を行うとともに、並行して財産調査を進め、財産がある場合は、差押等の滞納処分を行う。

また、調査を行った結果、財産がなく支払能力がない場合は、速やかに執行停止の手続きを行う。

〔総務部 管財課 所管〕

02010401 庁舎施設維持管理事務

予算書P. 47

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	408,580	542,301	△ 133,721	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	132,000	299,000	△ 167,000	庁舎外壁改修事業債
その他	179,809	3,524	176,285	公共公益施設整備基金繰入金
一般財源	96,771	239,777	△ 143,006	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年10月に庁舎が完成し、維持管理事務が始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁舎や付帯設備の維持管理を行い、市民や職員が快適に利用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

庁舎や敷地の維持管理を業務委託により行う。

庁舎については、守谷市公共施設等総合管理計画に基づき、適宜改修工事を行う。

令和3年度～4年度の2か年計画で、庁舎増築工事の基本・実施設計などを行う。また、庁舎外壁改修工事や駐車場整備工事などの工事を行う。

また、市役所庁舎を含む各公共施設の維持管理などを一括で管理する「公共施設包括管理業務」の検証を行う。



守谷市役所

02010402 普通財産維持管理事業

予算書P. 49

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,399	32,892	△ 14,493	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,097	1,061	36	医師会病院用地貸付料
一般財源	17,302	31,831	△ 14,529	

【背景(なぜ始めたのか)】

普通財産の適正管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用計画のない市有財産の有効活用を図る、及び除草等の適正管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

未利用市有地は入札等により売却し、財源確保を図る。また、業務委託により除草等を行い維持管理を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,055	4,941	△ 886	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,055	4,941	△ 886	

【背景(なぜ始めたのか)】

公平、公正な契約行為を確保するため開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入札等の競争原理に基づく契約行為をすることで、最も有利な価格で契約を締結する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

入札参加申請による業者登録受付、工事発注見通しの公表、契約方法の指導、入札参加資格審査会の運営、入札会の執行、契約の締結、入札結果の公表を行う。

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010302 環境啓発推進事業

予算書P. 150

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,823	342	2,481	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,500	0	2,500	畜電池補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	323	342	△ 19	

【背景(なぜ始めたのか)】

地球温暖化を始めとする環境問題が顕著となり、市においても、都市化の進展や住宅地開発等によって、身近な緑地や野生動物等の生息・生育環境となる自然環境の減少が進んでいたことから、環境保全に対する啓発等の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

資源物の循環リサイクルや省エネルギー活動に関する周知活動等を行い、市民や事業者の環境に対する意識高揚に取り組むことで、環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

環境啓発の一環として、市内の小学6年生児童から、節電・エコドライブ・3R等の省エネルギーやごみ減量・リサイクルなど幅広い「環境」をテーマとしたポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っている。また、ノーマイカーウィークを設け、二酸化炭素排出量の削減を目指し、さらには、キャンペーンなどでエコドライブの推進を図る。

また、太陽光発電施設を設置している家庭又は新規に太陽光発電施設を設置する家庭に対して、蓄電池の設置に対する補助金を交付することで、再生エネルギーの有効利用と災害発生時の非常用電源の確保・普及の促進を図る。

蓄電池に係る補助金については、広報紙・ホームページ等により周知し、1設備に対して5万円を交付する。

- ・補助件数 50件 ※募集件数到達後終了
- ・財源 茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金を活用(1設備 5万円)



家庭用蓄電池

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	896	931	△ 35	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	896	931	△ 35	犬の登録手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年まで県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルール周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況を考慮し、令和3年度の守谷市における犬の狂犬病予防集合注射は中止することになったため、動物病院で狂犬病予防注射を接種するよう、個別通知や市ホームページ、広報紙等で周知を行う。
- ・正しい飼い方の啓発やパトロールを実施し、飼い主のマナー向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。



狂犬病予防集合注射

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,091	24,416	3,675	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,091	24,416	3,675	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町(当時)では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2か年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の三市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成市3市が負担金を支出している。

・負担割合：平均割30%，人口割70%（負担金全額 89,853千円，守谷市負担率 31.26%）

04010306 雑草除去事業

予算書P. 151

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,158	2,183	△ 25	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,080	2,142	△ 62	雑草除去受託料
一般財源	78	41	37	

【背景(なぜ始めたのか)】

あき地において、雑草が繁茂し、または枯草が放置されている状態は火災や犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

あき地に繁茂する雑草等について、適正な管理の指導及び啓発を行うことで、安全や衛生を確保し、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雑草等が繁茂したあき地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受けて雑草除去を実施する。

04010308 環境美化事業

予算書P. 151

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	720	725	△ 5	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	720	725	△ 5	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全ての自治会・町内会に協力を呼びかけ、市内全域で実施されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、地域住民が自主的に環境の美化活動に取り組むことで、良好な住環境が保全される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・6月、9月、12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の清掃活動を実施する。
- ・各地区での清掃活動が円滑に行われるよう、市民に周知や広報を行うとともに、各地区の区長等に対して実施依頼やごみ袋の配布、ごみの回収等を行う。



環境美化活動

04010310 動物愛護事業

予算書P. 151

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	271	242	29	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	271	242	29	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、必要な施策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分を減らすため、地域活動や市の愛護事業への協力団体に補助金を交付して活動を活性化するとともに、啓発等により市民の愛護活動の意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市動物愛護協議会では、市事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施に際し、市民サポーターの自費負担で最低限度の医療費支援や地域猫活動としての不妊去勢手術費支援等の活動を行っていたが、市が補助金を交付することで、里親サポーターの負担を軽減し、官民協働で支え合いながら、保護や野良猫の繁殖制限等を目的とした地域猫活動及びTNR活動をはじめとする保護活動を実施する。
- ・市で保護した犬猫に対して、簡易的な衛生処置（ノミダニ駆除等）を実施する。



守谷市動物愛護協議会主催犬猫譲渡会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,967	6,298	669	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	原子力災害損害賠償金
一般財源	6,966	6,297	669	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水及び騒音・振動の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内公共施設等の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、市ホームページで公表する。

<調査方法>

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（児童福祉課、学校教育課、建設課実施）



農業用水・河川水の水質調査



自動車騒音・振動測定

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,873	5,141	△ 268	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,873	5,141	△ 268	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と、限りある資源の有効利用を促進し、市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所に対して、ごみ減量の啓発を行うことで、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（家庭分のみ）の減量化を図るとともに、市民に資源物の集団回収を実施してもらうことで、リサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、地区内でのごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。



廃棄物減量等推進員会議

04020109 塵芥収集事業

予算書P. 155

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	250,798	253,522	△ 2,724	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	7,897	11,456	△ 3,559	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	242,901	242,066	835	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。また、粗大ごみについては、電話やインターネットで月2回の戸別収集に係る申請受付を行うとともに、常総環境センターへの直接搬入に係る申請受付と許可書の発行を行う。

- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）、家庭ごみ分別の手引き等の作成・配布
- ・家庭系一般廃棄物等の収集運搬業務委託
- ・粗大ごみ収集運搬券取扱店舗への販売業務委託



家庭ごみの収集作業

04020111 常総地方広域市町村圏事務組合負担金【ごみ処理】

予算書P. 156

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	472,333	385,143	87,190	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	472,333	385,143	87,190	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率的であるため、昭和47年に6市町村（守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）を構成自治体として常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施する常総地方広域市町村圏事務組合に対して、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実績割90%（全体負担金 1,836,412千円，市負担率 25.72%）

04020112 不法投棄対策事業

予算書P. 156

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,332	2,500	△ 168	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,332	2,500	△ 168	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境を作ること、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不法投棄防止のためパトロールを行い、予防や発見に努め、廃棄物が不法投棄された場合は必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。また、路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。

ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定し、職員による巡回を行い指導勧告及び過料徴収を行う。また、市民や守谷駅利用者に対して、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。



道路沿いに不法投棄された廃棄

04020201 常総衛生組合負担金

予算書P. 156

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,096	11,334	1,762	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,096	11,334	1,762	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果等の面で効率的であるため、昭和37年に6市町村（守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）を構成自治体として常総衛生組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することにより、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理する常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実質割90%（負担金全体 259,313千円，守谷市負担率 5.05%）

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 70

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,471	62,105	△ 5,634	
国庫支出金	25,183	12,934	12,249	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	57	59	△ 2	人口動態調査
地方債	0	0	0	
その他	17,206	18,111	△ 905	戸籍関係手数料
一般財源	14,025	31,001	△ 16,976	

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法・印鑑条例等に基づき事務を行っている。

市民の利便性向上のため、公民館等の出先機関において諸証明書の発行を行い、平成15年10月からは日曜開庁により窓口を拡大し、さらに平成28年1月からはコンビニ交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に遂行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる会計年度職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器を整備し、またコンビニ交付のため負担金や手数料等を保持し、各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。



コンビニ交付ポスターデザイン



証明書が取得できるコンビニ設置のマルチコピー機

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,965	42,426	△ 16,461	
国庫支出金	25,648	41,513	△ 15,865	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	130	70	個人番号カード関係手数料
一般財源	117	783	△ 666	

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカード交付を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地方公共団体情報システム機構への個人番号カード作成や認証業務に係る経費としての交付金等を保持し、また、個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。
個人番号カードの普及促進のため、無料写真撮影及び申請補助等を実施し、カード交付率の向上に努める。
※マイナンバーカード交付率：28.8% (令和3年1月31日現在)



【おもて面】



【うら面】

個人番号カード

〔生活経済部 経済課 所管〕

06010101 農業委員会運営事務

予算書P. 157

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,636	14,581	55	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	756	756	0	農地利用最適化交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,880	13,825	55	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に市町村への設置が規定されている行政委員会であり、本市においては昭和31年に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農地法に基づき、農地の権利移動や転用等の申請について審議し、農地を農地以外とすることの規制や農地の利用関係を調整することにより、農地の確保と利用促進を図る。また、農地所有者への指導等を行い、遊休化農地の防止、減少を図るとともに、農地利用の最適化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農地法に基づく申請に対して、定例(毎月)開催する農業委員会総会において審議を行う。

農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の利用状況調査を行い、今後の利用について意向を確認するとともに、農地の貸借等の調整を図ること、農地の集約を促進する。

06010304 水田農業構造改革対策事業

予算書P. 159

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,517	18,150	△ 2,633	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,870	3,035	△ 165	経営所得安定対策等推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,647	15,115	△ 2,468	

【背景(なぜ始めたのか)】

米価の安定を図るため、昭和48年に国の政策として減反による米の生産調整が開始された。平成23年度から水田農業構造改革対策事業として実施している。平成29年度で国による生産調整は終了したが、県では茨城県農業再生協議会が市町村別の生産数量目標に相当する数値を設定している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

米の生産調整により需給の均衡と水田の最大限の活用を推進し、さらには需要に応じた米づくりや戦略作物の生産に取り組む農業者の農業経営安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

米の生産調整を実施し、対象作物を生産する販売農家に対し、主食用米生産時からの収入減少対策として、転作面積及び対象作物に応じた補助金を交付する。

米の生産調整を実施した稲作農家に、稲縞葉枯れ病及びカメムシ被害に対する水稻病虫害防除薬剤散布を推進するための補助金を交付し、病虫害の蔓延を防止するとともに、稲作農家の経営安定及び良質米の生産を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,606	4,523	83	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,358	3,358	0	市民農園使用料
一般財源	1,248	1,165	83	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市化が進展する中で農業体験の場を提供するため、平成12年度に土に親しむ農園を、平成20年度に瓜代農園をそれぞれ開園した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民農園で行う野菜や花等の栽培をとおして、作付け・収穫の楽しみを体験する場を提供し、併せて農業に対する理解を深める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地所有者から農地を借り上げ、区画単位で利用希望者に貸し出す。また、農園利用者に対し農具の貸出や堆肥を提供するとともに、農園施設の管理を行う。



土に親しむ農園



瓜代農園

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,310	749	561	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,042	0	1,042	鳥獣被害防止総合対策交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	268	749	△ 481	

【背景(なぜ始めたのか)】

有害鳥獣によって農作物が荒らされないようにするため実施しており、平成29年度からはイノシシによる被害の対策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

有害鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者の収入安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市鳥獣被害防止計画に基づき、市内の猟友会による鳥獣被害対策実施隊によって有害鳥獣を捕獲する。



捕獲したイノシシ

06010308 人・農地プラン事業

予算書P. 161

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,500	3,000	△ 1,500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,500	3,000	△ 1,500	農業次世代人材投資(経営開始型)事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業者の高齢化やそれに伴う後継者不足、耕作放棄地が増加していることから、地域の農業発展を図るため開始したもので、平成25年度に市内4地区で人・農地プランを策定した。令和元年度から市内8地区で人・農地プランの実質化を図っている(2地区は実質化済、令和2年度に2地区実質化予定)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区の農業者が地区の農業の将来像を検討し、地区の農業の担い手となる農業者への農地の集積や新たな担い手候補を育成することにより、後継者不足の課題解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

実質化していない4地区において、人・農地プランの実質化を推進する。また、新たな担い手として就農した青年(就農年齢50歳未満)就農者に対し就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農5年以内の所得を補償する。



新規就農者による営農

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,699	638	4,061	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,699	638	4,061	

【背景(なぜ始めたのか)】

自然豊かな風景が残存する魅力ある地域の利根川と鬼怒川に挟まれた区域において、酪農団地と河川堤防敷を一体的緑地として活用することを目的に平成19年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

当該区域を市民の憩いの場として提供できるよう緑地を維持管理する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

当該区域内の草刈を業務委託し、適切な維持管理を行う。また、令和元年以降、鬼怒川河川敷の占用緑地の不法投棄及び酪農団地内の農機具の盗難が多発し、その都度、警察への巡回パトロール強化の依頼をしているが、隣接する菅生沼土地改良区や大八洲開拓農業協同組合からの要望により、防犯カメラを設置することで、安心・安全な環境で農業ができるように支援する。



不法投棄(鬼怒川河川敷占用緑地)



防犯カメラ設置予定箇所(酪農団地)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,637	6,637	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	85	85	0	湛水防除施設管理費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,552	6,552	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

各土地改良区の排水路等に流入する既成市街地からの雨水等による湛水被害を防除するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各土地改良区が排水機場の維持管理及び修繕を行い、機器を良好に保つための経費の一部を負担し、農地及び周辺市街地への湛水被害の防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

管理者である各土地改良区に対し、排水機場運転に係る経費の一部を負担する。

06010507 日本型直接支払制度事業

予算書P. 163

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,678	30,540	138	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	23,008	22,904	104	多面的機能支払交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,670	7,636	34	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成19年度から、国により農地・水保全管理支払交付金制度が始まり、市内の活動組織が発足した。平成26年度から制度の拡充等により、日本型直接支払制度となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動や営農活動を支援することにより、農地、水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農業・農村を支える活動組織が行う各種作業等に対して国・県・市が交付金を給付することにより、活動を支援する。



彼岸花植栽(景観形成活動)



清掃活動(環境改善活動)



パイプライン附帯施設工事
(長寿命化事業活動)

07010203 商工会補助事業

予算書P. 164

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,500	7,500	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,500	7,500	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市商工会は、昭和38年度に設立され、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に事業運営が行われている。

市内商工業者の経営改善普及事業の推進、地域総合振興事業、各種共済事業の普及推進のため支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内商工業者の育成と振興を図ることを目的として補助金を交付し、中小企業の発展と地域経済の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

経営改善普及事業及び地域総合振興事業の推進を実施する商工会を補助金により支援する。

07010204 中小企業事業資金融資あっ旋事業

予算書P. 164

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,005	12,254	△ 1,249	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,031	6,051	△ 20	守谷市中小企業事業資金預託金償還金
一般財源	4,974	6,203	△ 1,229	

【背景(なぜ始めたのか)】

資金繰りが安定しない中小企業者に対し、県が中心となり低利で借りやすい制度を県内市町村で統一して制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

経営が不安定である中小企業事業者に対し、低利でかつ保証付きの融資制度を提供し、信用保証料の一部を補助することにより、経営安定・近代化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内中小企業事業者に対し、自治金融・振興金融あっ旋審査会にて審査の上、茨城県信用保証協会の保証付融資をあっ旋し、融資が実行された事業者に信用保証料の一部を補助(上限0.8%)し支援する。

07010207 守谷市観光協会補助事業

予算書P. 165

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,570	2,000	570	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,570	2,000	570	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和57年北守谷地区の開発等により人口も増加傾向となり、街が大きく変化し始めた時期に、守谷のPRと観光振興のために設立された守谷市観光協会の支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市観光協会の活動を支援することにより、観光資源づくりや守谷市の魅力発信を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市観光協会による観光資源の発掘や開発、観光活動を補助金により支援する。

守谷野鳥のみちに近接する守谷城址を整備し、野鳥のみちと一体的な利活用が可能となった。

令和3年度は守谷城址に利用者カウンターを設置し、利用者数を把握し効果検証を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,699	3,150	△ 451	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,699	3,150	△ 451	

【背景(なぜ始めたのか)】

つくばエクスプレスの開業を機に、市民の方々の交流促進による地域振興や、守谷市を広くアピールするために開始した駅前イベントで、平成22年度から守谷市商工まつりと統合して実施しているもので、商工会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域産業を支える商工業者や市民活動のPRの場として、実行委員会が開催する守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～を支援することにより、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

毎年9月下旬の2日間、守谷駅西口駅前広場を会場として実行委員会により開催するイベントを負担金により支援する。会場では、市内中学校の吹奏楽演奏、よさこいソーラン踊りなどのステージ、物販PRブース、ビアステーションなどのイベントを実施する予定である。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、新しい生活様式に対応したイベントの開催が見込まれる。



ステージ発表



ブース出店

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,067	8,161	△ 94	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	260	248	12	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,807	7,913	△ 106	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和54年から、消費者の生活に関する知識の普及を推進し、市民の消費生活の安定向上を図るため、相談事業を開始し、平成16年から消費生活センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民からの消費生活に関する相談に対し助言を行うとともに、消費に関する知識の普及や情報を提供し、消費者の資質の向上を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者からの消費生活に関する相談に対し、消費生活専門相談員が、解決を図るための手続きや情報を提供し、助言やあっ旋、適切な機関の紹介等を行い、消費者の利益を守る。

相談対応：月曜日～金曜日（午前9時～正午、午後1時～午後4時）

07010370 放射線対策事業

予算書P. 166

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,196	1,228	△ 32	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	561	575	△ 14	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	635	653	△ 18	

【背景(なぜ始めたのか)】

東日本大震災後、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、放射線による市民の健康への影響が懸念されることから、市民の健康と安全・安心な生活環境を確保するため、食材の放射能測定を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放射線による市民の健康への影響が懸念されることから、食材の検査を実施し、市民に情報提供を行うことにより、安全・安心な生活環境の確保を図る。また、市内保育所・小・中学校の給食食材についても検査を行うことにより、子どもたちの安全の確保と保護者の安心を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者庁から貸与された放射性物質検査機器を用いて、給食食材及び自家栽培野菜の放射性物質の検査を行う。

検査場所：学校給食センター

検査日：月曜日～金曜日（祝日除く）

学校給食及び保育所の食材は、午前中に4検体を実施する。自家栽培野菜は、事前申し込み制により、週1日の午後に2検体まで検査する。



給食食材の検査

〔生活経済部 市民協働推進課 所管〕

02070202 市民活動支援センター運営事業

予算書P. 82

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,541	10,422	1,119	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,541	10,422	1,119	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年12月、ボランティア等の市民公益活動が行いやすい環境整備のため、情報発信や活動の場を提供する施設として浄化センター内に開設した。平成20年4月から市民交流プラザ内に移転し、機能の充実を図った。平成28年4月から市民活動等に関する知識と経験を有する事業者に運営業務を委託することで、市民活動団体に対し、より効果的な支援が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

既存市民活動団体の強化と新規団体を育成することが必要であり、市民や市民活動団体に対し、情報や交流の場を提供することで市民のボランティア意識の啓発と活動の支援を行う。これにより地域活動を活発化させ、誰もが積極的にまちづくりに参画できる協働のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民活動に関する研修会や講座等を開催し、活動の場の提供として会議室や備品の貸出しを行う。
また、市民活動の情報を収集し提供する。市民活動団体の交流や連携を促し、団体からの相談に対応する。



市民活動支援センター「フリースペース」

02070203 区長制度運営事業

予算書P. 83

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,970	29,338	1,632	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,970	29,338	1,632	

【背景(なぜ始めたのか)】

自治会・町内会からの質問・要望を中心とした「区長会議」を年2回開催していたが、平成17年から開催を年1回(4月)とし、区長業務の説明を中心とする内容に変更した。

また、平成14年12月に、区長提案により区長相互の情報交換を目的とした「守谷市区長連絡協議会」が設立され、平成16年11月に名称を「守谷市自治会連絡協議会」に変更した。令和2年度に、これまでの代議員制の見直しを実施し、令和2年12月から、新たに役員会が発足した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

自治会・町内会の代表者を区長として委嘱することで、市と自治会・町内会の緊密な関係を構築し、市政運営の円滑化と自治会・町内会の発展に寄与する。

区長業務説明会により、区長に業務内容等を理解してもらう。

区長相互の情報交換等を行うことで、区長同士のつながりを強化し、自治会・町内会単位では解決できない課題等に対し、協力・連携ができる体制にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会から選出された代表者を区長に委嘱し、自治会・町内会との業務委託契約に基づき、文書配布、市政に関する地域の要望等の取りまとめ等を依頼する。年度末には、自治会・町内会に対して業務委託料を支払う。

年度当初に全区長を対象にした説明会を開催し、業務内容の説明や、自治会・町内会活動に対する支援制度等の説明を行う。

市内158自治会・町内会で「守谷市自治会連絡協議会」を構成し、全区長の中から役員(会長1名、副会長若干名)を選出し、役員会を設置・開催する。

役員会や情報交換会等を開催し、自治会・町内会同士の情報交換や組織の充実を図る取組、課題解決に向けた協議を行う。

上部組織である「茨城県自治会連合会」に加入し、総会や情報交換会、県知事との懇談会等に参加し、他市町村との情報交換会を行っている。



区長業務説明会の様子

02070204 文書配布事業

予算書P. 83

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,473	4,707	△ 234	
国庫支出金	26	26	0	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,447	4,681	△ 234	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和34年1月の「広報もりや」発行以前から行政情報については、多くの市民に届くように自治会・町内会の協力を得て回覧等を行ってきた。現在も、多くの市民に行政情報が届くように、継続して自治会・町内会に文書配布をお願いしている。

自治会・町内会未加入者への個人配布については、平成12年に提出された住民監査請求がきっかけとなって配布している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市からの情報伝達手段の一つである広報紙等を確実に各戸に配布することで、市民への市政情報の提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市発行の広報紙等をシルバー人材センターに委託して自治会・町内会に月2回配布する。また、自治会未加入の希望者には個別に配布する。

02070208 自治公民館事業

予算書P. 84

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,293	12,338	△ 3,045	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,293	12,338	△ 3,045	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成4年に地域住民の交流及び地域づくりの推進のため、自治公民館の建設、修繕等に係る費用を助成する事業を開始した。

平成21年に地域社会の活性化を図るため、空き家等を活用したコミュニティサロンの開設支援事業を開始し、令和2年から空き家等の借上げに要する費用の一部を、空き家等を利用する団体に自己負担いただく事業に変更した。

令和2年から自治会・町内会等の場づくりの支援ため、一時的に近隣の自治公民館等の使用料の助成事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域住民の交流や地域づくりの推進の場となる自治公民館の新改築・増築や修繕に対し補助金を交付し、地域住民の自主的な活動を促進する。また、自治公民館を持たない自治会・町内会に対しては、空き家等を活用するに当たり、借上げ料や使用料等を支援することで地域活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治公民館を持っている自治会・町内会に対しては、新改築・増築や修繕の申請を前年度の7月末までに提出いただき、内容を審査し翌年4月に補助金交付決定を行う。工事完了後に実績報告書を市に提出いただき、竣工検査を実施して補助金を交付する。補助率は補助対象事業費の1/2である。

自治公民館を持たない自治会・町内会に対しては、地域住民の交流の場となるコミュニティサロンを開設するために、空き家等の借上げに要する経費の95%を自治会に助成する(上限月額95,000円)。

地域活動の活性化のために一時的に近隣の自治公民館や民家、店舗等の施設を使用する経費の95%(1回上限1,900円)を助成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,376	6,528	△ 1,152	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,300	5,300	△ 1,000	協働のまちづくり基金繰入金
一般財源	1,076	1,228	△ 152	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年9月に制定し平成30年9月に改正した「守谷市協働のまちづくり推進条例」において、「市は市民公益活動を促進するため財政的支援に努める」とあり、協働のまちづくり推進のために、市民公益活動限定の助成制度を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々な団体が自主的に行う公益活動に対して財政的な支援をすることで、市民公益活動の創出、継続、発展を促し、市内において市民公益活動を促進させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民公益活動助成金は、市民や市民公益活動団体等が自主的に行う公益活動に対し、その事業経費を助成する(上限20万円)。年2回対象事業を募集し、守谷市市民公益活動助成金審査会での審査を経て助成対象事業を決定する。

協働のまちづくり推進活動助成は、市民公益活動団体等が行う自主的な活動に対して活動費の一部を助成する。

自治総合センターコミュニティ助成は、(財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報のため実施する「コミュニティ活動助成事業」について、助成を希望する団体の募集等を行う。

資機材貸出は、自治会・町内会及び市民公益活動団体等が自主的に行う活動に対し、必要な資機材(刈払機等)を貸与する。



市民公益活動助成金交付事業「ヘルスマーケット」の開催

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,889	2,425	△ 536	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	84	84	0	もりや市民大学受講料
一般財源	1,805	2,341	△ 536	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成21年度に市民の生涯学習実践の場として提案された「守谷総合人生大学」について、事業目的を市の課題である「協働の担い手育成」に変更し、平成24年10月から運営委員会形式により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の課題は地域で解決しようという意識を持つ方を増やすことが必要であり、市民に対して、様々な分野のまちづくり活動に必要な知識や技能を学ぶ場を提供し、協働のまちづくりの担い手を育成する。これにより、市民や地域、団体、事業者と行政がお互いに良きパートナーとしてまちづくりを行う「協働のまちづくり」を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

もりや市民大学を開講し、市の現況やまちづくりの諸分野について体系的に学ぶ講座を市民に提供する。総合コースは担い手となるための基礎知識を広範囲に学習する。専門コースは、分野別に特化したまちづくり活動について実践手法を学習する。オープンコースは、総合コース・専門コースに準じた内容を短期間で学習する。また、集客力のある講師による公開講座（講演）を開催し、事業周知を図る。



守谷市民大学 講義の様子

02070215 まちづくり協議会推進事業

予算書P. 85

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	34,952	31,400	3,552	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	34,952	31,400	3,552	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

本市においても、十数年後には人口が減少に転じることが推計されており、将来、他の市町村と同様に様々な課題が懸念されている。市全域における課題のみならず、各地区における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくために、市民や地域が主役となる「地域主導・住民主導のまちづくり」へ行政運営を転換していく必要がある。「地域主導・住民主導のまちづくり」を推し進める組織として「まちづくり協議会」を設立し、支援を行っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、「まちづくり協議会」が中心となり、市民、自治会・町内会、団体、事業者が、連携・協力することで、地域の活性化及び地域の課題解決に取り組むことができ、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各地区に設立された「まちづくり協議会」に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を行うことで、各地区の特性に合った「まちづくり」を進め、「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現する。令和3年度からは、各地区の課題を的確に捉え実施する活動に、新たな交付金として「まちづくり協議会活動支援分野別交付金」を導入し、財政支援の強化を進める。



防災訓練の様子



みずき野ひろばオープンの様子

02070301 国際交流推進事業

予算書P. 86

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,059	4,274	△ 2,215	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,059	2,463	△ 404	国際交流基金繰入金
一般財源	0	1,811	△ 1,811	

【背景(なぜ始めたのか)】

もりや工業団地にドイツとアメリカに縁のある企業が進出したことをきっかけに、ドイツ・マインブルク市（平成2年）、アメリカ・グリーリー市（平成5年）と国際姉妹都市を提携したことから、市民レベルでの訪問・交流が始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国際姉妹都市との友好関係を築くとともに市民同士の交流を推進することで、市民の国際意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

姉妹都市交流として、国際姉妹都市からの市民・学生等の訪問を受け入れ、守谷市民との交流の機会を設けて市民レベルでの交流を推進する。

来市した訪問団の守谷市民宅へのホームステイを実施、市内学校訪問や観光等を行う。

守谷市国際交流協会と連携し、訪問団へ日本文化体験の場を提供する。

夏休み期間に姉妹都市に守谷市の青少年を派遣し、ホームステイを通じて市の国際交流事業の担い手育成及びグローバル社会に対応できる人材育成を実施する（姉妹都市2市を1年交代で訪問）。

地域に暮らす在留外国人のための日本語教室、国際理解を推進するための協会事業の支援をする。



姉妹都市学生訪問団の来市(アメリカ・グリーリー市)



青少年海外派遣(ドイツ・マインブルク市)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,366	4,976	390	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,366	4,976	390	国際交流基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

ドイツ・マインブルク市及びアメリカ・グリーリー市との国際姉妹都市締結に伴い、国際姉妹都市関係の強化、地域レベルでの国際化の推進を目的とし、平成10年から（一財）自治体国際化協会のJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）による国際交流員の任用を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対し広くドイツ語やドイツ文化に触れる機会を提供することで、市民の異文化理解の機会を創出する。
また、国際交流員を通じて、国際姉妹都市との円滑な連携を図る。さらに、在住外国人に対する行政サービスの語学面での補助が期待される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

JETプログラム活用により、市の国際交流活動に従事する国際交流員（CIR）1名を任用し、国際交流事業の企画立案及び実施協力、海外からの訪問客の接遇、地域住民の異文化交流活動への協力、小・中学校における特別活動・課外活動への協力等を行う。



ドイツ料理教室(国際交流員企画イベント)



市内活動団体等への派遣(国際交流員派遣事業)

〔生活経済部 交通防災課 所管〕

02010201 交通安全対策事業

予算書P. 44

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,740	4,189	1,551	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	95	103	△ 8	県民交通災害共済加入推進費
一般財源	5,645	4,086	1,559	

【背景(なぜ始めたのか)】

増加する交通事故に対して、自治体でも交通事故の発生を抑止することを目的に、関係団体と連携・協力して交通安全思想の普及・啓発活動を行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図るため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対して、交通安全の啓発事業と交通指導隊による交通指導を行うことで、市民の交通安全の意識の高揚と交通マナーの習慣付けを行い交通事故発生抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察と関係団体による街頭キャンペーン(年4回)の実施と幼稚園や保育所、小学校での交通安全教室の開催、交通指導隊による街頭立哨等を行う。

また、高齢者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るために、自動車のアクセルペダルの踏み間違いと急発進等と抑制装置整備の補助を行う。



交通指導隊員による街頭立哨

02010206 交通安全施設整備管理事業

予算書P. 45

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,039	4,853	3,186	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,020	4,122	△ 102	交通安全対策特別交付金
一般財源	4,019	731	3,288	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口増加とともに交通量も増えたことにより、交通事故件数が上昇傾向にあったことから、事故の減少を目指し交通安全施設の整備と維持管理を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通事故を未然に防止するため、危険箇所への交通安全施設の整備と適切な維持管理を行い、歩行者や自転車等の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会等からの要望や連絡、警察との協議により、カーブミラーや路面標示等の交通安全施設の設置と修繕を行う。



路面標示「学童注意」



カーブミラー設置

02011002 避難施設整備運営事業

予算書P. 61

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	69,117	1,287	67,830	
国庫支出金	4,762	0	4,762	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	48,026	0	48,026	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	16,329	1,287	15,042	

【背景(なぜ始めたのか)】

過去の震災(阪神淡路大震災・東日本大震災等)及び水害(関東東北豪雨)を受け、災害時における避難者の応急対策を迅速に行い被害の軽減を図るため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防災資機材を21か所の防災倉庫に整備し、非常用食糧等の備蓄品の購入や入れ替えについて適正に管理し、災害時の被害軽減と避難者の支援体制の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定避難所5か所に防災倉庫を新規に整備するとともに、保管されている備蓄食糧・発電機用燃料・浄水装置用消耗品等の更新、非常用防災井戸(14か所)の水質検査及び屋内運動場の空調・非常用電源設備工事の実施設計を行う。



防災倉庫



避難所設営訓練



浄水装置



非常用防災井戸

02011004 防災システム関係維持管理事業

予算書P. 61

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,717	6,717	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,240	2,401	△161	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	4,477	4,316	161	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時の市民の生命財産を守るために必要な情報収集及び伝達機器として導入している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

Jアラート及びエリアメールを利用し、テロや気象情報及び地震等の災害による緊急情報を市民に瞬時に情報配信するとともに、気象観測システムPOT EKAにより降雨量等について現状把握と予測を行い災害に備える。

また、災害時に罹災証明書を交付するため、県が主催する「被災者生活再建支援システム」研修会等に参加し、操作方法を習得しながら、適切な管理運用を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

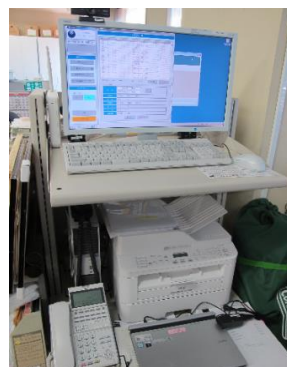
災害時等に適正に運用するために、防災システム関係機器(県防災情報ネットワークシステム・気象観測システムPOT EKA・Jアラート・エリアメール・MCA無線・被災者生活再建支援システム等)の保守点検等の維持管理を行う。



MCA無線



気象観測システムPOTEKA



県防災情報ネットワークシステム

02011006 地域防災訓練活動育成事業

予算書P. 62

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,840	4,976	△ 1,136	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	1,200	△ 1,200	
一般財源	3,840	3,776	64	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法第5条第2項及び第48条により、災害に備え、自主防災組織の充実及び自発的な防災活動の促進と防災訓練の実施が義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時の初動対応や避難体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進と発災対応型防災訓練を実施し、災害時における被害の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自主防災組織活動育成補助事業により、自主防災組織の結成時や資機材整備時に補助を行うことにより、組織の結成促進と育成強化を図る。

- ・結成事業補助10万円×3団体、資機材整備事業補助20万円×3団体、資機材更新事業補助10万円×23団体
- ・防災士育成事業補助3万円×3人、資機材整備（コミュニティ助成事業）1,200千円

また、発災対応型防災訓練の実施について指導やアドバイスを行うとともに、専門家による防災講演会を実施する。



自主防災組織活動育成補助事業による資機材整備



市災害対策本部設置訓練



防災講演会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,857	0	10,857	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,857	0	10,857	

【背景(なぜ始めたのか)】

国の国土強靱化計画の見直し(平成30年12月閣議決定)が行われた。このような中、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進めるためにも、また、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」においても、市町村の国土強靱化地域計画の策定が求められた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地理的・地形的・気候的・社会経済等の地域特性を踏まえたリスクシナリオを設定し、そのリスクへの対応方策を明確にした国土強靱化地域計画の策定により、大規模災害から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興ができるよう進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

業務委託により、守谷市国土強靱化地域計画を改定する。



令和元年10月台風19号で鬼怒川の越水による
大山新田地区内での土のう積み作業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,999	15,429	9,570	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	24,999	15,429	9,570	

【背景(なぜ始めたのか)】

犯罪発生件数の増加傾向を懸念し犯罪抑止環境の構築を目指して、行政や警察及び防犯関係団体が一体となって活動を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の生命や財産を守るため、警察や防犯関係団体と連携した市内パトロールや啓発活動を行い、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯指導員を引き続き任用し、青色防犯パトロール、防犯出前講座、自治会・町内会等や防犯団体による地域パトロール活動の指導、育成等の助言を行う。

防犯連絡員による防犯パトロール、防犯啓発キャンペーン等を継続的に実施する。

安全で安心できる地域社会を築くため、引き続き「地域安全・暴力追放キャンペーン」を開催し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚、啓発を図る。

警察及び防犯関係団体（防犯連絡員、セーフティ・マイ・タウンチーム、少年指導員）と連携し、防犯情報の発信、共有（Morinfo、メールもりや等のSNS活用）を図り、市民の安全安心を確保する。

市内全域に167基設置されている防犯カメラ及び公用車116台に設置されているドライブレコーダーを効果的に活用し、犯罪抑止環境の強化に努める。



防犯カメラ



防犯連絡員による防犯キャンペーン

02070504 街路灯整備管理事業

予算書P. 90

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	77,747	63,520	14,227	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	77,747	63,520	14,227	

【背景(なぜ始めたのか)】

夜間及び早朝の犯罪増加に伴う被害の防止と、都市化に伴う交通量の増加による交差点等の交通危険箇所対策として事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防犯灯及び街路灯（公園灯・遊歩道灯、道路照明灯、駅前街路灯）を整備し、維持・管理することで、夜間及び早朝の犯罪発生防止と交通安全の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯灯は、区長要望により新設箇所を申請してもらい設置する。

公園・遊歩道灯は、器具やポールの劣化が進んでいるものについて、LED化への改修工事を計画的に実施する。



公園灯



防犯灯用分電盤

09010201 消防団員活動事業

予算書P. 183

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,518	37,728	△ 210	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,463	3,310	3,153	消防団員退職報償金
一般財源	31,055	34,418	△ 3,363	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第18条第1項に基づき、守谷市消防団条例が昭和39年5月19日施行されたことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団員が初期消火活動や災害時に備えた訓練、さらには火災予防に関する啓発活動を行うことにより、市民の火災予防に対する意識の高揚を図り、生命財産を守る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防団員は、災害から市民の生命・身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、定期的な機器の点検、教育訓練、火災予防等の災害活動に必要な事業を行う。

- ・消防団員に対する年報酬、退職報償金及び訓練手当等の支給
- ・消防団活動用の装備品、消耗品等の購入
- ・各種教育訓練、消防学校入校及び操法大会への参加費
- ・各種負担金の納入



放水訓練



火災予防パレード



消防出初式



規律訓練

09010203 消防車両器具維持管理事業

予算書P. 184

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,372	2,472	41,900	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	41,916	0	41,916	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	2,456	2,472	△ 16	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防団が迅速かつ効率的な活動を行うため、消防車両及び消防用可搬ポンプ等の維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団に配備した消防車両及び消防機械器具の維持管理を行い、災害時の緊急出動に備える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防車両等の点検・整備を実施し、災害時における消防活動を迅速に行う。また、耐用年数(20年)を迎える消防ポンプ自動車2台(第10, 12分団)を更新する。

- ・2か月に1回、各分団ごとに車両と機械器具等の点検を実施する。
- ・今年度は、6台(消防指令車・広報車・第1・7・9・11分団)の消防車両の車検を実施する。



消防ポンプ自動車



機械器具点検

09010301 消防施設整備事業

予算書P. 185

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	34,142	43,675	△ 9,533	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	24,754	25,554	△ 800	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	9,388	18,121	△ 8,733	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防施設の充実と火災発生時の速やかな消火活動を行うため、消火栓や消防用具格納箱等の整備・更新を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防施設の充実により、火災発生時における迅速な消火活動や人命救助のための環境整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消火栓用消防用具格納箱、防火水槽、AED等の整備・更新を行う。また、本年度は老朽化している消防機械器具置場(対象：第4分団)の更新のための設計を実施する。さらに、既存の場所では狭小で建替えが困難なため、新たな建設場所を選定する。

- ・消防用具格納箱は、市民等からの要望により設置。
- ・AED機器の維持管理(AEDパッドは2年、バッテリーは5年、本体は7年毎に更新)



消火栓用消防用具格納箱



自動体外式除細動器(AED)



防火水槽



消防機械器具置場(第4分団)

09010401 排水樋管操作管理事業

予算書P. 185

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,008	1,879	129	
国庫支出金	1,322	1,190	132	樋管操作委託金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	686	689	△ 3	

【背景(なぜ始めたのか)】

河川法に基づき、国と市町村が業務委託契約を締結し、水害時に備えた点検や維持管理等を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

集中豪雨等により洪水の危険性がある場合、市内の排水樋管に配置した操作員が樋管操作を行い、災害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内5箇所(五反田・羽中・大野川・大山・赤法花樋管)の排水樋管に7名の操作員を配置し、定期的な保守・点検を実施するとともに、河川増水時には樋管操作を行う。

・毎月1回(出水期となる6～10月までは月2回)の定期点検を実施(年間17回)



五反田樋管



羽中樋管

〔生活経済部 人権推進課 所管〕

02070601 同和対策啓発事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,968	4,150	△ 182	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,968	4,150	△ 182	

【背景(なぜ始めたのか)】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそ国（行政）の責務であると同時に国民的課題であるとし、国の同和対策事業特別措置法が制定され、県が昭和44年から、守谷市は昭和56年から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民をはじめ、市職員、小中学校教職員に対し啓発活動を積極的に実施することで、同和問題を中心とする、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図る。地域住民の生活の安定と福祉の向上並びに同和対策事業の推進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運動団体主催の研修会への参加や市民、市内企業及び教職員向けの研修会を実施する。

同和問題の解決に寄与することを目的に活動する自主運動団体のうち、県が認めている運動団体の守谷支部へ補助金を交付する。

02070701 文化会館運営事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,687	2,726	△ 39	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	878	894	△ 16	文化会館運営費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,809	1,832	△ 23	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化会館（隣保館）は、同和対策事業の一環として地域社会全体の中での福祉向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、昭和60年4月に社会福祉施設として開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

隣保館運営事業を行い、様々な人権問題の速やかな解決に努める。また、地域住民の生活上の相談に応じ、関係機関などと綿密な連携を保ち、福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域社会の全体の中で福祉の向上や人権課題解決のため、生活相談事業、地域交流促進事業等の事業を行う。また、人権啓発活動として来館者へ人権啓発用品の配布や人権に関する取組内容等を館内に掲示し、意識の向上に努める。併せて市民の利便性を図るため、住民票等の発行事務、テニスコート使用許可書発行事務等を行う。



人権啓発研修会の様子

02070705 文化会館施設維持管理事業

予算書P. 92

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,282	4,957	325	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	516	539	△ 23	文化会館運営費補助金
地方債	0	0	0	
その他	303	348	△ 45	文化会館使用料
一般財源	4,463	4,070	393	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発、住民の交流の拠点として文化会館を開館し、事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設を適切に維持管理することにより、隣保館運営事業が円滑にできる。また、利用者が安全で快適に部屋を利用することにより住民サービスの向上につながる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

利用する市民へ快適なサービスを提供をするために、館内の定期清掃や警備委託、保守点検などを実施する。また、随時必要に応じて、老朽化した設備等の修繕を行う。令和3年度は電話設備更新工事を行う。



守谷市文化会館

〔保健福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 95

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,468	10,002	△ 534	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	10	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,458	9,992	△ 534	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、救貧活動だけではなく、地域の福祉増進のために幅広い活動を実施するようになった。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会を助長するものであるため、この頃に事業が開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区30名、北地区31名の合計95名の民生委員児童委員が定員となっており、令和3年3月までには、全地区の民生委員児童委員が委嘱される。

また、任期は令和元年12月1日から令和4年11月30日までとなる。



地区定例研修会

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 95

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,303	1,280	23	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,303	1,280	23	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時要援護者対策については、平成18年3月に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき事業を開始したが、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、現在は「避難行動要支援者支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時に一人で避難をすることが特に困難な市民（避難行動要支援者）に関する情報を自治会・町内会等（避難支援等関係者（※））と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

※避難支援等関係者：自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、守谷消防署、取手警察署をいう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市が保有する情報に基づき避難行動要支援者を名簿に登録し、情報を支援者に提供されることに同意していただいた方のみを掲載した名簿を避難支援等関係者に提供して、平常時から安否確認等を行う。

03010108 社会福祉協議会補助事業

予算書P. 95

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	61,475	65,800	△ 4,325	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	61,475	65,800	△ 4,325	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市社会福祉協議会は、昭和45年に設立され、同48年に厚生大臣に社会福祉法人として認可を受けた。法的な位置付けは、社会福祉法第109条に事業の目的と事業内容の骨格が規定されており、団体の社会的意義が明確であることから非営利部門に関する人件費等に対し助成し支援する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

社会福祉協議会の活動を支援することにより、市民のニーズに適応した地域に密着した福祉活動を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

社会福祉法第109条で「地域福祉推進の中核団体」としての位置づけがあり、公共性の高い福祉事業を行っている守谷市社会福祉協議会に対して、非営利部門に従事する社会福祉協議会職員7人及び臨時職員2人の人件費及び事務費等を補助する。

03010112 生活困窮者自立相談支援事業

予算書P. 96

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,155	225	28,930	
国庫支出金	21,236	169	21,067	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,919	56	7,863	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活困窮者に生活や就労の相談支援を行うことで、本人の状態に応じた自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者への生活や就労相談及び支援プラン作成を行い自立に向けた支援を行う。

住居確保給付金は、住居を失った方、失う恐れがある方に対して一定期間中、就労支援及び給付金の支給を行う。

就労準備支援事業は、複合的な課題によって就労に向けて準備が整っていないものに対して就労に向けた基礎能力形成等の準備支援を計画的に行う。

家計改善支援事業は、家計に問題を抱える方に対して家計の視点から必要な助言や指導等を実施し対象者自身の家計管理能力を高める支援を行う。

また、令和3年度から新たに生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を開始し、外部委託で行う。

国庫負担金対象事業 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金（補助率 国3/4）

国庫補助金対象事業 就労準備支援事業、家計改善支援事業（補助率 国2/3）

（令和2年12月31日現在 住居確保給付金支給件数 延べ121件、生活困窮者相談件数 延べ140件）

03010113 地域福祉計画管理事業

予算書P. 96

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,736	1,428	2,308	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,346	1,233	2,113	地域福祉基金繰入金
一般財源	390	195	195	

【背景(なぜ始めたのか)】

急速な少子高齢化や地域のつながりの希薄化、福祉ニーズの多様化により地域福祉の必要性が増し、社会福祉法に基づき平成23年度に「地域福祉計画」を策定した。併せて、市民の主体的な福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会において「地域福祉活動計画」が策定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民が主役となって進める地域づくり、支え合いづくりに取り組むために、市民の福祉活動を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域福祉計画の適正な進行管理を行うために、施策担当課による進捗状況の現状把握・評価に基づき、部内の地域福祉推進会議や庁内組織の地域福祉検討委員会が、計画の現状確認・評価を行い、施策の推進方法について協議し、計画の推進を図る。また、地域福祉計画の円滑な推進を図るために「地域福祉推進委員会（委員19名）」を設置している。

守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画に基づく課題、並びに地域における身近な生活上の課題に対応できるよう、「地域福祉活動助成制度」により地域の事業を支援する。

なお、現在、まちづくり協議会が市内10地区のうち9地区において設立されており、この9地区についてはまちづくり協議会支援交付金制度による支援を受け活動を行っている。

また、第2期地域福祉計画の計画期間（平成29年度から令和3年度まで）が令和3年度で終了となることから、地域福祉のさらなる推進を図るため第3期地域福祉計画（令和4年度から令和8年度まで）を策定する。



地域の健康づくり

03010209 福祉タクシー助成事業

予算書P. 99

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,600	2,741	△ 141	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,600	2,741	△ 141	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、様々な交通手段のほかに移動手段を補完するものであり、経済的な負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。

【対象者】

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳㊤・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

【助成内容】

年24枚(人工透析を実施している方は年48枚)のタクシー券を支給する。

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 100

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,438,222	1,252,516	185,706	
国庫支出金	718,258	625,404	92,854	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	359,128	312,702	46,426	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	360,836	314,410	46,426	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 100

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,108	36,313	2,795	
国庫支出金	15,394	13,767	1,627	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	7,697	6,884	813	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,017	15,662	355	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市独自の福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

また、地域における医療機関、障がい福祉サービス事業者等の関係者による連携及び支援体制に関する協議機関である「守谷市地域自立支援協議会」の運営を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市独自の福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

<実施事業>

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）、
- ・その他
理解促進・啓発事業（講演会等の開催）、守谷市地域自立支援協議会の運営

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,973	14,300	△ 327	
国庫支出金	10,520	10,772	△ 252	特別障がい者手当負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,453	3,528	△ 75	

【背景(なぜ始めたのか)】

精神又は身体に著しく重度の障がい有する方に手当を支給することにより、福祉の増進を図るため特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が安定した生活を送れるよう手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて、以下の手当を支給する。

・特別障がい者手当(27,350円/月)

精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に支給する。

・障がい児福祉手当(14,880円/月)

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,752	4,224	528	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	468	468	0	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,284	3,756	528	

【背景(なぜ始めたのか)】

在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅障がい児の保護者に手当を支給し、児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的とする。

介護にあたる保護者の経済的支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年2回(4月、10月)に分けて、在宅障がい児の保護者を対象として手当(4,000円/月)を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,720	7,680	1,040	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,720	7,680	1,040	

【背景(なぜ始めたのか)】

難病患者とその家族の労苦に報いるため、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図る。

難病患者が日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

手当支給申請時において引き続き6か月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。

なお、難病患者福祉手当支給対象者は、指定難病特定医療費受給対象疾患が拡大されているため、増加傾向にある。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,586	21,053	4,533	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	25,586	21,053	4,533	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がい者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労移行支援：就職の希望がある利用者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上の訓練をする。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。



福祉センター外観



就労活動支援室



放課後等デイサービス活動室

03010224 こども療育教室通園指導事業

予算書P. 103

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,516	6,583	△ 67	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,516	6,583	△ 67	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童（小学生までの児童）に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始、法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」を実施。

- ・平成9年度～平成14年度まで補助事業の「親子通園事業」
- ・平成15年度～平成23年度まで支援費制度及び障がい者自立支援法の「児童デイサービス事業」
- ・平成24年度～現在、児童福祉法の「児童発達支援事業」（対象者が就学前の児童に変更）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者で児童発達支援の利用を希望する者を対象としている。

児童が保護者のニーズ、社会的要請及び専門的知見から必要と考えられる知識や技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学び、発達の遅れや障がいを受容できるよう支援することを目的としている。

早期に発達支援を行うことにより、その児童の発達の助長を促す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

- ・「個別指導」療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施する。
- ・「集団指導」年齢、実態を考慮して5～6名の小集団を編成し、身辺自立、集団参加訓練、創作活動などを実施する。
- ・「相談業務」発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談に応じる。



こども療育教室 外観



相談室

03030201 生活保護事業

予算書P. 135

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	576,610	509,402	67,208	
国庫支出金	432,157	381,290	50,867	生活保護費負担金
県支出金	7,200	7,200	0	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	400	1,015	△ 615	生活保護費返還金(過年度分含む)
一般財源	136,853	119,897	16,956	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。

平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切な指導をし就労や自立促進を図る。

付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。

補助率は、国3/4、市1/4(但し、居住地がない保護者の場合は国3/4、県1/4)

○現状(令和2年12月31日現在)

常住人口：68,885人(12月1日現在) 保護世帯数：235世帯 保護人数：299人 保護率：0.43%

【保健福祉部 のびのび子育て課 所管】

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 114

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,944	11,100	844	
国庫支出金	4,053	3,330	723	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,499	2,678	△179	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,392	5,092	300	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

・母子父子福祉住宅手当

借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。

・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金

保護者が就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給して、生活の安定、経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・母子父子福祉住宅手当

支給対象 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
支給月額 5,000円

支給時期 4月、8月、12月に前月分までの手当を支給する。

※令和2年度 126世帯

・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金

支給対象 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準の世帯等

支給月額 非課税世帯：100,000円 課税世帯70,500円

※修業最後の12か月については、支給月額 非課税世帯：140,000円 課税世帯110,500円

支給時期 各月

※令和2年度 3件

03020108 家庭児童相談事業

予算書P. 115

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,217	2,917	300	
国庫支出金	110	0	110	情報共有システム補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,107	2,917	190	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所内に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所内に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。

また児童虐待については、各関係機関と連携して、未然防止と早期発見・早期対応に努め、良好な家庭環境を築くことを支援し、児童の健やかな成長を支える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

育児不安等の悩みを持つ保護者の不安解消や、子ども自身の問題解決に向けて、臨床心理士等の家庭相談員が電話及び対面にて相談を行う。また、関係機関と連携し、児童虐待の対応や要保護児童ケースの早期発見・未然防止に努め、児童の健全育成を支援する。

「子ども家庭総合支援拠点」の設置

(1) 電話相談、訪問相談、出張相談、来所相談の各相談業務

- ・家庭児童相談室：電話又は来所による相談対応及び保護者のカウンセリング、子どものプレイセラピー、アセスメントのための心理検査を実施
- ・南守谷児童センター（毎週金曜日）・守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2水曜日）への出張相談
- ・どならない子育て練習法グループの実施

(2) 虐待対応

(3) 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の運営

- ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動の推進

※前年度との比較：心理検査キットの購入及び情報共有システム改修のため、増額している。

03020109 食育啓発事業

予算書P. 116

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	100	907	△ 807	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	21	46	△ 25	食育事業参加者負担金
一般財源	79	861	△ 782	

【背景(なぜ始めたのか)】

「食」の大切さを伝えるため、保育所において平成13年度から食育推進を開始した。平成17年度に食育基本法が施行され、県では平成19年3月に茨城県食育推進計画を策定した。市においても平成24年度に「守谷市食育推進計画（計画期間：平成25年度から4か年）」を、平成28年度に「第二次食育推進計画（平成29年度から5か年）」を策定し、市全体で食育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内未就学児及びその保護者に対して、料理教室や食に関する講話等、さまざまな経験機会を提供することで「食」に関する知識と「食」を選択する力、健全な食生活を実践する力を習得してもらい、児童の心身共に健全な育成につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・親子クッキング及び食に関する講話 全5回
- ・食への関心を高める教室及び食の相談（子育て支援センター保護者対象）全4回
- ・離乳食教室（子育て支援センター対象）全3回



食育事業 親子クッキングクリスマスケーキ作り

03020110 ファミリーサポートセンター事業

予算書P. 116

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,300	12,022	△ 722	
国庫支出金	2,952	2,390	562	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,952	2,390	562	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	2,357	3,478	△ 1,121	ファミリーサポートセンター一時預かり負担金
一般財源	3,039	3,764	△ 725	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として、平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労有無を問わず、子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月から「センター援助」（一時預かり）実施し、平成31年2月から実施箇所を1か所増やした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動（一時預かり）を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童の福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 相互援助活動

- ・保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
- ・保護者の就労や病気の場合の援助
- ・市主催の講座や会議等で必要な保育ルーム設置へのサポーター派遣

2 一時預かり事業

- ・就学前児童を守谷市市民交流プラザ内のセンターで預かる「ぴよぴよ」
- ・就園前児童を夢っ子ひろば ほくえんで預かる「ぴよぴよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・サポーター育成講座（年2回実施）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座の実施

※より安全で質の高い支援ができるように、引き続きサポーター研修（救命救急講座等）を実施する。

また、在宅援助サポーターの増員を図るため、育成講座への参加者を募る。

ファミリーサポートセンター 一時預かり事業「ぴよぴよ」



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,494	27,651	1,843	
国庫支出金	2,756	2,717	39	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,756	2,717	39	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	128	224	△ 96	子育て講座参加者負担金
一般財源	23,854	21,993	1,861	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 広場事業及び園庭開放(広場事業の開催: 夢っ子ひろば, 出前広場)
 - 2 育児相談(来館, 電話, メール, 予約相談, ぽかぽか子育て教室, 1歳6か月児健診相談の実施)
 - 3 子育て講座(保健講座, 食育講座, 安全に関する講習, 親子ふれあい講座, 母親のリフレッシュ講座)
 - 4 妊産婦からの子育て支援の実施(プレママ交流会)
 - 5 イベント(夢っ子まつり, 夢っ子コンサート, ようこそ守谷へなど)
 - 6 子育てサークル支援(部屋の貸出, おもちゃ貸出, サークル活動相談)
 - 7 地域交流・ボランティア育成(高齢者やボランティアサークルとの交流, 次世代育成小中学生との交流)
 - 8 情報発信(子育て支援会議開催, 情報誌トライアングルブック発行, 広報誌・ホームページ・SNS)
- ※令和2年度に、新しい生活様式の実践として、公園へ出向き、親子で遊ぶ場の提供と育児相談等に応じる出前広場「おひさまパーク」を週2回のペースで開催した。

今年度も、各公民館等での出前広場の開催に取り組み子育て家庭にとって、より利用しやすい運営方法を考え支援する。



出前広場「おひさまパーク」公園であそぼう

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,211,020	1,218,599	△ 7,579	
国庫支出金	841,384	848,505	△ 7,121	児童手当負担金
県支出金	181,618	183,354	△ 1,736	児童手当負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	188,018	186,740	1,278	

【背景(なぜ始めたのか)】

次代を担う児童の健やかな成長に資するため、昭和46年に施行した児童手当制度に基づき、事業を実施している。平成22年度の政権交代により子ども手当制度に移行された後、平成24年度から再び児童手当制度として継続実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の請求に基づき審査認定し、手当を支給する。

- ・支給額：児童1人当たり月額
 - 0～3歳未満 15,000円
 - 3歳以上小学校終了前 第1子・第2子 10,000円
 - 第3子以上 15,000円
 - 中学生 10,000円
 - 特例給付(所得制限以上) 5,000円
- ・支給月：年3回(6月・10月・2月)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,153	43,395	758	
国庫支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	319	319	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	37,944	37,274	670	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館(久保ヶ丘地内)。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した(指定管理者制度導入)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度：アクティオ(株)
 - ・指定管理期間 令和3年度から5か年
 - ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事，制作活動等），体力の増進や情操を育む講座やイベント，地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援），異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
 - ・施設貸出業務 施設の利用許可，利用料金の徴収
 - ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検
- ※児童センターのほか，市が別途運営する施設として，家庭児童相談室（児童福祉課），ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター），市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。



北守谷児童センター(親子で七夕飾りをつくろう)

03020502 南守谷児童センター運営管理事業

予算書P. 132

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,959	47,711	△ 7,752	
国庫支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	857	857	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	33,212	41,052	△ 7,840	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に，児童に健全な遊びを提供し，健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後，児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり，平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し，南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した（指定管理者制度導入）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して，児童が安心して遊べる場を提供し，健康の増進と豊かな情操の発達を促し，児童の健全な育成を図る。また，保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに，地域の高齢者との異世代交流等，地域と連携した行事開催をとおして，地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度：(株)こどもの森
 - ・指定管理期間 令和3年度から5か年
 - ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事，制作活動等），体力の増進や情操を育む講座やイベント，地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援），異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
 - ・施設貸出業務 施設の利用許可，利用料金の徴収
 - ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検
- ※前年度との比較：主な減額分は老朽化に伴う軒天張替工事が終了したことによる。



南守谷児童センター(ミ・ナーデ運動会)

03020503 守谷駅前親子ふれあいルーム運営管理事業

予算書P. 133

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,591	21,299	292	
国庫支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,945	2,901	44	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,701	15,497	204	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷駅周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 運營業務委託：(株)明日葉
- ・委託期間 平成30年度から5か年
- ・児童館業務 広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。



守谷駅前親子ふれあいルーム(クリスマスイベント)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,435	8,112	6,323	
国庫支出金	4,811	2,704	2,107	利用者支援事業補助金
県支出金	4,811	2,704	2,107	利用者支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,813	2,704	2,109	

【背景(なぜ始めたのか)】

「児童福祉法等の一部を改正する法律」「母子保健法」の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置に市町村は努めなければならないこととなり、平成30年度に設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子育て王国もりやの実現に向けて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施することで、乳幼児の健全な育成につなげるとともに保護者の子育て不安を軽減し、子育てしやすい環境を整える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保健師・保育士等を配置し、相談支援を行うほか国が定める利用者支援事業実施要綱に規定する母子保健型と基本型の業務を実施する。

<妊娠期から4か月まで(母子保健型)>

妊産婦、子育て家庭の状況を把握し、保健師等の相談支援を行い、必要なサービスを利用できるように支援する。

①母子健康手帳交付時や転入妊婦の全妊婦と面接し、支援プランを作成する。

②出生届け提出時に面接し、出産子育て支援プランを作成する。

③保健医療福祉との連絡調整を行う。

<0歳から就学前(基本型)>

特に3歳までの個別相談に応じ、家庭状況やニーズに合った支援制度の案内や関係機関の照会を行う。

①転入乳幼児への面接を行い、予防接種、健診、子育て支援の案内を行う。

②子育て支援のサービスの検討や開発を行う。

【保健福祉部 保健センター 所管】

04010201 健康もりや・健やか親子21計画推進事業

予算書P. 141

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,914	30	5,884	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,914	30	5,884	

【背景(なぜ始めたのか)】

急速な核家族化, 少子高齢化, ライフスタイルの多様化により心身の健康づくりの推進の必要性が増し, 健康増進法に基づく「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」及び母子保健法に基づく「母子保健の2010年までの国民運動計画(健やか親子21)」を踏まえ平成16年度に策定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み, 生涯において自分らしく生き活きと暮らし, 健康寿命の延伸を目指すとともに次世代を担う子ども達の健やかな育成とゆとりをもち安心して子育てができる環境を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

栄養・食生活, 身体活動・運動, 喫煙, 飲酒, また歯・口腔等の健康に関する各分野において課題を踏まえた目標指標を掲げ達成に向け各事業を実施している。令和4年度からの次期計画は, 健康に関するアンケート調査等の分析を踏まえ「第二次健康もりや21計画」での健康増進計画, 「第二次守谷市食育推進計画」での食育推進に関する計画, 「いのち支える守谷市自殺対策計画」でのこころの健康に関する計画及び次世代の健康に関する「母子保健推進計画」を一体化し, 健康づくりの総合的な計画として策定する。



健康づくり(ウォーキング)

04010204 がん検診事業

予算書P. 141

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	57,713	52,514	5,199	
国庫支出金	776	476	300	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	65	65	0	大腸がん検診負担金
一般財源	56,872	51,973	4,899	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見，早期治療を目的に，胃がん検診は昭和36～37年に開始，子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は，昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより，がんの早期発見，早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・前立がん・子宮頸がん・乳がん）検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

＜集団検診＞…胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し，各がん検診の検査方法で実施する。令和3年度より，新しい生活様式の実践による「3密」回避のため，また円滑な予約受付実施のため，電話とWeb（インターネット）による完全予約制とし，業務を民間委託する。

＊胃がん検診と大腸がん検診は，同日検診で実施する。

＊子宮頸がん検診と乳がん検診は，セット検診とし同日検診で実施する。

＜医療機関検診＞…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する方が指定の医療機関で検診を受ける。4月下旬から年度末まで実施。

（単位：人）

検診名		実施方法	実施時期	受診人員□見込み)
胃がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	2,100
子宮がん検診		集団検診	6月・7月・1月	1,600
		医療機関	4月下旬～3月末	750
肺がん検診（65歳以上は結核検診としても同時実施）		集団検診	6月・8月下旬～9月・12月	6,500
かくたん検査		集団検診	6月・8月下旬～9月・12月	50
乳がん検診	超音波	集団検診	6月・7月・1月	650
		医療機関	4月下旬～3月末	550
	マンモグラフィ	集団検診	6月・7月・1月	650
		医療機関	4月下旬～3月末	580
大腸がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	3,400
前立腺がん検診		集団検診	6月・8月下旬～9月・12月	1,400

04010207 健康診査事業

予算書P. 143

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,940	5,087	△ 147	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,165	1,034	131	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,775	4,053	△ 278	

【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を実施。健康づくり健康診査は、市単独事業として平成5年度から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病予防する。

また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。

歯科検診は、歯科検診を受けていない方が検診受診し、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

●健康診査内容

- ①40歳以上の生活保護受給者の健康診査
- ②健康づくり健康診査（19～39歳までの市民）
- ③肝炎検診（40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民）
- ④骨粗しょう症検診（40歳～70歳までの女性）
- ⑤歯科検診（40・50・60・70歳の市民）

●受診方法

- ①～③は受診を希望する方が、健康診査会場で受ける。
- ④は希望する方が保健センター会場で実施する集団検診で受ける。
- ⑤は検診対象者が指定の歯科医院で検診を受ける。



健康診査受付

04010210 乳幼児健康診査事業

予算書P. 144

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,355	7,227	2,128	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,355	7,227	2,128	

【背景(なぜ始めたのか)】

身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に県から業務移管され実施している。

また、令和元年度より難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜集団健診＞

3～4か月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6か月児、3歳5か月児では計測、内科・歯科診察とフッ素化合物塗布または歯磨き相談、保健指導、さらに3歳5か月児では、尿検査、視力検査を実施。各健診において、育児不安の解消のため、子育てアンケートを実施。対象者へ個人通知をし、各健診月2～4回保健センターで実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。

＜医療機関健診＞

9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。

＜新生児聴覚検査＞

産科医療機関にて、新生児の入院中、または外来において新生児聴覚検査を実施。初回1回のみ上限3,000円の費用助成をする。契約医療機関以外で実施の場合は償還払いで対応。

(単位：人)

健診名	年間実施回数	対象者数
3～4か月児健診	18	643
1歳6か月児健診	24	610
3歳5か月児健診	29	776
9～11か月児健診	医療機関で個別に実施	600
新生児聴覚検査	医療機関で個別に実施	580

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 145

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,989	5,027	962	
国庫支出金	1,979	1,512	467	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,010	3,515	495	

【背景(なぜ始めたのか)】

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な指導を目的に、母子保健法に基づき県が在宅助産師に委託していたが、平成9年度に母子保健事業が移管され、市が実施。平成21年度から権限委譲により、低体重児訪問(2,500g未満)も市が実施することになった。産後ケア事業は、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の母子保健型を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除され、平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜新生児訪問＞生後4か月未満までの乳児と産婦に対し、保健師、保育士及び委託助産師が、1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。

週1回、健康管理システムから対象者を把握し、電話で訪問希望を確認した後、担当者を決定する。訪問後、記録を提出し、必要に応じ事例検討を行う。

里帰り中の場合は、希望があれば里帰り先に依頼書を送付し、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

医療機関から乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は、早期に訪問対応してその結果を医療機関に返答する。

＜産後ケア＞産後に心身の不調又は育児不安等があり、医療管理入院を要しない、出産後1年を超えない産婦及び乳児が対象。医療機関や助産所等に宿泊や通所をする、又は助産師が自宅を訪問して、産後ケアを受ける。利用希望者は申請をし、承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし、産後ケア施設等と連携する。利用後に産後ケア実施施設等から報告を受け、きめ細かな支援につなげていく。



新生児訪問

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 145

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	63,545	64,365	△ 820	
国庫支出金	3,210	3,150	60	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	60,335	61,215	△ 880	

【背景(なぜ始めたのか)】

妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見により、母体と胎児の健康確保を目的に母子保健法に基づき、昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施した。平成9年度から母子保健業務の移管で市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、出産間もない時期の産婦に対し健康診査費用の助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子健康手帳交付時に妊婦健診14回分と産婦健診2回分の受診票を交付する。転入妊産婦には守谷市の受診票と交換する。妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。市は、健診費用を契約医療機関の場合は医療機関に、未契約医療機関の場合は妊産婦本人に支払う。なお、医療機関から要指導対象者の連絡があった場合は保健師による指導を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	230,713	221,116	9,597	
国庫支出金	6,679	11,165	△ 4,486	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	224,034	209,951	14,083	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。また、任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小児の感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

接種を希望する小児が、保護者同伴で医療機関においてヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を行う。

令和元年度より、対象者に対し、風しんの抗体検査を実施し、抗体価が不足している方に対し、風しんの予防接種を行っている。

また、令和3年度より小児インフルエンザ接種費用助成対象を現況の生後12か月から生後6か月へ拡大し、早期の発生及び蔓延を防ぐ。

小児等予防接種

(単位：人)

予防接種名	予定延人数
ヒブ	2,612
小児肺炎球菌	2,612
B型肝炎	1,969
四種混合	2,597
不活化ポリオ	3
BCG	647
水痘	1,213
MR	1,324
麻しん	1
風しん	1
日本脳炎	3,178
二種混合	756
子宮頸がん	421
おたふくかぜ	609
インフルエンザ(6か月～12歳)	5,450
インフルエンザ(13歳～15歳)	1,335
MR(定期接種ができなかった人)	5
風しん(妊娠を希望する女性及び妊娠中の女性の夫)	70
風しん(追加的対策 抗体検査)	2,275
風しん(追加的対策 予防接種)	572
ロタウイルス	1,519

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,367	21,730	3,637	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	25,367	21,730	3,637	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。また、任意の肺炎球菌予防接種は、定期予防接種年齢以外の方に接種の機会を確保し、肺炎による重症化を防ぐことを目的に費用助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

予防接種法に基づき、高齢者のインフルエンザ及び肺炎の重症化予防を目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者に予診票を個別通知し、医療機関で接種した接種費用の一部を医療機関窓口もしくは償還払いにて助成する。

(単位：人)

予防接種名	予定延人数
高齢者インフルエンザ	9,960
高齢者肺炎球菌	916

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,950	4,750	5,200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	9,950	0	9,950	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	4,750	△4750	

【背景(なぜ始めたのか)】

不妊に悩む夫婦の保険適用外で高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不妊治療費助成は、1回の治療につき、県助成金額を控除し、10万円を上限に助成する。助成回数は、1子ごとに妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた方は6回まで、40歳から42歳までに1回目の助成を受けた方は3回までとなる（平成27年度までに受けた回数も通算される）。

また、不育症治療助成は、対象夫婦に対し、年度につき1回、5万円を上限に助成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	403,828		403,828	
国庫支出金	403,828	0	403,828	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金, 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

新型コロナウイルス感染症については、その発生以来、多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、国民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、国民生活に大きな影響を与えている。こうした中で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、全市民に接種することを目指す。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新型コロナウイルス感染症の流行等により、国民の生命・健康等が大きなリスクにさらされており、そのリスクの軽減のため、全国的な規模で、迅速かつ円滑に新型コロナワクチン接種を実施する。市は、取手市医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、接種を行った医療機関等に対する接種費用の支払い、接種実施医療機関等や接種順位等に関する市民への情報提供を随時行うとともに、新型コロナワクチン接種に関する市民からの相談に応じる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	315,338	15,488	299,850	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	277,000	0	277,000	保健センター改修事業債
その他	38,338	0	38,338	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	15,488	△ 15,488	

【背景(なぜ始めたのか)】

保健センターは、平成4年に建設され劣化が著しいことから、今後の効率的かつ効果的な維持保全及び施設の長寿命化を図るため改修工事を実施する。また、従来の機能に子どもの遊育(ゆういく)に対応した機能を加え、市民の健康保持と子育ての環境の充実を図っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保健センター建物の長寿命化により、安定した行政サービスを市民に提供できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度は建物内部の大規模改修工事を実施する。



保健センター

〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 108

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	412,018	389,531	22,487	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	412,018	389,531	22,487	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分について、市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

組織を運営維持するための共通経費は、市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担金を、また、医療給付費の財源として、市町村負担分(1/12)を療養給付費負担金として、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

内訳

広域連合共通経費 21,260千円

後期高齢者医療給付費 390,758千円

03010402 後期高齢者保健事業

予算書P. 109

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,847	25,941	2,906	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,534	19,549	△ 1,015	後期高齢者保健事業受託料
一般財源	10,313	6,392	3,921	

【背景(なぜ始めたのか)】

健康診査事業は、被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合が、健康診査に係る業務を市町村に委託し実施する。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、令和元年度の法改正において、茨城県後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業を市町村と連携し国保保健事業及び介護予防事業と一体的に実施することとなり、その実施を市町村に委託することができるようとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1. 健康診査事業

被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図る。

2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

75歳以上の高齢者に対する保健事業とフレイル予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 健康診査事業

地区公民館等において集団健診（受診料無料）を行い、被保険者に受診してもらう。また、指定医療機関において、個別健診（個人負担1,000円）を実施する。

集団健診については、新しい生活様式の実践による「3密」を回避するために完全予約制により実施し、令和3年度から電話受付等の業務は民間に委託し行う。

2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

事業の企画調整や医療・介護・保健等のデータを一体的に活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握を行い、生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導、通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動などを実施する。

03010602 医療費助成事業

予算書P. 111

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	354,142	345,325	8,817	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	162,901	158,170	4,731	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	166,239	162,153	4,086	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療費助成事業の所得基準内の妊産婦、18歳年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする（重度障がい者は自己負担なし）。子どもは、小学6年生までは入院、外来の助成、中学生から18歳年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。県の補助事業であり、財源負担割合は県1/2、市1/2となる。

03010603 すこやか医療費助成事業

予算書P. 111

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	83,250	65,925	17,325	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	83,050	65,725	17,325	

【背景(なぜ始めたのか)】

県から補助を受け実施している医療費助成事業（マル福）を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い（後払い方式）により助成する。

また、令和3年10月から、子どもの外来の助成対象を中学生から18歳年度末まで拡大する。

03010701 国民年金事務

予算書P. 112

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,316	3,346	△ 30	
国庫支出金	3,316	3,346	△ 30	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

03010502 居宅サービス利用者負担軽減事業

予算書P. 109

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,514	3,293	221	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,514	3,293	221	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉

介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・老齢福祉年金を受給している方 → 自己負担額の5割を軽減する。
- ・上記以外の方 → 自己負担額の3割を軽減する。

〔保健福祉部 健康長寿課 所管〕

03010302 シニアクラブ活動助成事業

予算書P. 105

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,918	2,887	31	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	715	809	△ 94	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,203	2,078	125	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和38年施行の老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして、老人クラブ（現在の守谷市では「シニアクラブ」）の支援を開始。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市は単位シニアクラブ、市シニアクラブ連合会及び県老連と連携を図るとともにシニアクラブ等に対する支援に努め、必要に応じて助言、指導を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市では、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの補助金支給を行うと共に、スポーツ大会、文化交流会、研修会、その他生きがい事業や健康づくり事業などの企画及び実施を支援する。

03010303 養護老人ホーム入所措置事業

予算書P. 105

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,108	17,883	225	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,884	2,611	273	老人保護措置費負担金
一般財源	15,224	15,272	△ 48	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法において「65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所を委託する。」との入所措置が定められている

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方の安心安全な生活の場を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の実態把握に努め、心身・経済状況、家庭環境を踏まえた具体的処遇方策の確立を図った上で、適切な施設への入所措置を行う。

入所措置を適切に行うため、守谷市老人ホーム入所判定委員会において、措置要否の判定を行う。

利用者の負担額は、前年の所得により決定する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,245	1,206	39	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,245	1,206	39	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者が増えてきたことに伴い安否確認が必要となったため、平成10年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を定期的に訪問することで安否確認及び孤独感の解消を図る。

また、安否確認を行うことで、本人及びその家族の安心を得る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ひとり暮らしに不安がある高齢者の方に対して申請に基づいて乳製品（ヤクルト）を届けることにより、ひとり暮らしの孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う。

乳製品販売業者へ乳製品を手渡しにより配付することを委託し、配達員の声掛けに応じない場合は、市が安否を確認し、必要に応じて緊急連絡先（家族、親類等）へ連絡する。

利用回数は、月曜日から金曜日のうち、週2回以内とし、1回の訪問で2本届ける。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,890	345	2,545	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10	0	10	緊急通報サービス納付金
一般財源	2,880	345	2,535	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者等が増加し、急病や事故等の緊急事態時の連絡体制の整備が求められていたため、平成2年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和3年度から緊急通報業務を警備会社へ委託し、65歳以上のひとり暮らし高齢者の不安の解消及び生活の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 緊急通報機器を設置し、ボタンを押すと警備会社と常総広域消防本部へ通報され、利用者宅へ双方が出動する。
- 2 24時間365日保健師や看護師等が、利用者の健康相談に対応する。
- 3 熱中症指数が変化すると、緊急通報装置から音声メッセージで注意を促す。
- 4 空間センサーの反応が24時間無い場合、緊急時の駆け付けと同様に出動する。

緊急通報機器は、電話回線の有無や種類を問わず設置できる機種を導入（令和3年度開始）し、利用者拡大を図る。また、旧機種を使用している利用者については、無料で新機種に変更する。

〔保健福祉部 土塔中央保育所 所管〕

03020401 土塔中央保育所運営事業

予算書P. 126

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	94,807	91,799	3,008	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	17,382	16,374	1,008	保育所入所負担金
一般財源	76,925	75,425	1,500	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所が開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢のカリキュラムに添って保育を実施する。

また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

・定員 122人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時

※前年度との比較: ICT導入(北園分含)による増額。

滑り台交換, 設置による増額。



食育: かまどでご飯炊き(園庭)

〔保健福祉部 北園保育所 所管〕

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 128

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	93,271	78,605	14,666	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	33,144	16,536	16,608	ふるさとづくり基金繰入金, 保育所入所負担金
一般財源	60,127	62,069	△ 1,942	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢のカリキュラムに添って保育を実施する。

また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

・定員 94人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時

※前年度との比較: LED照明改修工事による増額。



絵本の読み聞かせ

〔保健福祉部 すくすく保育課 所管〕

03020202 保育所等運営管理事務

予算書P. 120

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,686	0	13,686	
国庫支出金	199	0	199	幼児教育・保育無償化実施円滑化事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,377	0	10,377	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	3,110	0	3,110	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年度から、保育所等に入所する児童を公平な方法で選考するために、保育所等利用調整委員会を設置した。また、保育所入所状況については、子ども・子育て支援システムで管理運営をしており、令和3年度からは入所選考システムを導入し、保育所等の利用調整において正確性と迅速性を高めていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所等の入所申込を受付け、入所選考システムにより保護者への決定通知を迅速に行うことや、幼児教育・保育の無償化によって複雑になった保育料徴収について適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・保育所等利用調整委員会の開催 年3回
- ・保育料徴収経費 納付書印刷代、口座振替手数料等
- ・保育システム委託料 入所選考システム(新規)の導入経費、保育認定システム、子ども・子育て支援システムの運営経費等
- ・備品購入費(パソコン等) ほか

03020203 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 120

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,575,925	2,064,972	510,953	
国庫支出金	1,160,929	924,256	236,673	子どものための教育・保育給付交付金 子どものための施設等利用給付交付金
県支出金	543,783	459,791	83,992	子どものための教育・保育給付費件負担金 子どものための施設等利用給付県負担金
地方債	0	0	0	
その他	190,961	141,041	49,920	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	680,252	539,884	140,368	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み(公定価格)に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、令和元年10月からは、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等に対して子育てのための施設等利用給付を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・施設型給付 利用定員数及び管外利用数（令和3年度見込）
市内認定こども園（2か所・461人），市内新制度移行幼稚園（1か所・135人）
管外公立保育所（5か所・5人），管外認定こども園（11か所・20人）
管外新制度移行幼稚園（1か所・1人）
- ・地域型保育給付
市内小規模保育事業（5か所・95人），市内家庭的保育事業（1か所・3人）
管外小規模保育事業（1か所・2人），管外事業所内保育事業（1か所・6人）
- ・委託費
市内民間保育所（17か所・1,675人），管外民間保育所（6か所・6人）
- ・施設等利用給付
新制度未移行幼稚園（9か所），認可外保育施設（13か所）
- ・幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金 120人
- ・多子世帯利用者負担軽減助成金（県補助事業） 105人

03020204 保育人材確保事業

予算書P. 121

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,950	3,118	△ 168	
国庫支出金	214	298	△ 84	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,520	2,520	0	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	216	300	△ 84	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育等人材が不足しているため、市内では利用定員までの入所受付が困難、又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。このため、市内事業者が保育等人材を確保することができるよう、市内事業所との協働による就職相談会及び新たに雇用された常勤保育士等に対する市民税相当額助成事業を引き続き実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園の事業所紹介及び面接会の機会を設定する（保育人材就職支援事業）。また、市内保育事業者に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する（保育士等市民税助成金事業）。

市内保育事業者の必要かつ適切な人材確保と、充実した保育サービスの提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 保育人材就職支援事業

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職のための合同説明会を開催する。

- ・共催機関：市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園
- ・協力機関：ハローワーク常総、保育士等養成機関
- ・事業対象者：新卒保育士、潜在保育士

2 保育士等市民税助成金事業

市内保育事業者に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する。

- ・対象：市内保育事業者で新規に雇用された常勤職員（保育士等） 30人見込
- ・金額：7,000円／月



合同説明会の様子(令和2年11月23日開催)



保育人材就職支援事業チラシ

03020206 民間保育所1歳児保育補助事業

予算書P. 121

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,228	9,548	4,680	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	7,113	4,774	2,339	民間保育所等乳児等保育事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,115	4,774	2,341	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のため手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業復帰に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、茨城県の民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項に基づき、民間保育所等における乳児等の保育に従事する非常勤保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、1歳児保育に直接従事する非常勤保育士等の雇用経費を補助することにより、安全な保育を確保し児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1歳児保育を行う民間保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、各月初日における1歳児の人数に基づく額(月額3,900円×1歳児数)を補助する。

- ・対象経費 非常勤保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2
- ・対象児童数 市内施設 延べ3,600人、市外施設 延べ48人

※前年度との比較：令和3年度新規開園(5施設)および増築による1歳児受入開始により対象児童数の増加(延べ900人)が見込まれるもの。

03020207 民間保育所運営費補助事業

予算書P. 121

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,292	33,582	10,710	
国庫支出金	60	50	10	実費徴収補足給付事業補助金
県支出金	60	50	10	実費徴収補足給付事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	44,172	33,482	10,690	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市町村には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わり保育を行う市内の保育所等において、保育内容の充実・強化を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金交付要綱を定め、事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育内容の充実・強化を図る。また、生活保護世帯等に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・民間保育所運営費補助事業

子ども・子育て支援給付事業に係る配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。(計25か所)

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額(6か所)

60人～89人 1,440千円(6か所) 90人～119人 2,160千円(9か所)

120人～149人 2,880千円(2か所) 150人～179人 3,600千円(1か所)

180人～209人 4,320千円(1か所)

・実費徴収補足給付事業

生活保護世帯等に対して、保育所等が保育料とは別に徴収する行事や文房具等に要する費用の一部を補助する。

教材費・行事費等 月額2,500円

※前年度との比較：増額分は、令和3年度新規開園(5施設)により事業者数が増加することによるもの。

03020209 一時預かり事業

予算書P. 121

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,172	11,510	16,662	
国庫支出金	9,390	3,836	5,554	子ども・子育て支援交付金
県支出金	9,390	3,836	5,554	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,392	3,838	5,554	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的に保育所等における児童の保育が必要となった場合の保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援する等、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり(一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 300～899人(6か所) 2,997,000円

年間延べ利用児童数 900～1,499人(1か所) 3,213,000円

- ・一時預かり（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 2,000人超過（2か所）1人当たり400円

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

※前年度との比較：基準額の増額および令和3年度新規開園（3施設）による事業者数の増による増額。

03020210 地域子育て支援拠点事業

予算書P. 122

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,373	8,152	22,221	
国庫支出金	10,124	2,717	7,407	子ども・子育て支援交付金
県支出金	10,124	2,717	7,407	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,125	2,718	7,407	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化，地域のつながりの希薄化により，育児に不安を抱える保護者が増加しており，乳幼児を連れて気軽に立ち寄り，保育士等の資格者や子育て経験者に見守られながら他の親子との交流や育児相談ができる身近な場所として整備する必要があると開始された。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては，「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け，子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域子育て支援拠点事業を実施する民間保育所等を支援し，地域における子育て親子の交流の促進及び子育て支援機能の充実を図ることで，保護者の子育てに関する不安感等を緩和し，児童の健やかな成長につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

様々な子育てに関する相談，異年齢交流の推進，子育て世帯のコミュニティの場を提供する民間保育所を地域子育て支援拠点施設と位置付け，その事業に要する経費を基準額の範囲内で委託料として支出する。

・基準額 5日型（常勤職員を配置）（3施設） 8,270,000円

3日～4日型（職員を3名以上配置）（1施設） 5,563,000円

※前年度との比較：基準額の増額および令和3年度新規開園（3施設）による事業者数の増による増額。

03020211 延長保育事業

予算書P. 122

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	39,217	29,028	10,189	
国庫支出金	13,072	9,675	3,397	子ども・子育て支援交付金
県支出金	13,072	9,675	3,397	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,073	9,678	3,395	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い，突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては，「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け，子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

・基準額

○一般型（保育短時間）

1時間延長（家庭的保育事業） 76,100円×利用児童数（1か所）

○一般型（保育標準時間）

1時間延長（保育所、認定こども園） 1,544,000円(15か所)

2時間延長（保育所、認定こども園） 2,460,000円(4か所)

1時間延長（小規模保育事業A型） 1,228,000円(5か所)

※前年度との比較：基準額の増額および令和3年度新規開園（5施設）による事業者数の増加による増額。

03020213 認証保育園委託事業

予算書P. 122

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	122,891	208,126	△ 85,235	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	122,891	208,126	△ 85,235	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所へ申込みをしたが入所不承諾となった児童に、保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認証保育園（市認定の認可外保育所（3か所））へ保育を委託し、保育所不承諾児童の解消を図り、保護者の就労を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内認可外保育所を認証保育園として認定・契約し、認可保育所に入所不承諾となった市内在住の児童を受入れる。

・令和3年度認証保育園数 3か所

・委託見込数 延べ1,328人

・月額保育料上限額

0歳児：30,000円 1歳児：30,000円、2歳児：25,000円、3～5歳児：17,000円

※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料。

※前年度との比較：認可保育所の新規開所により保育定員が拡大し、入所不承諾児童の減が見込まれることから認証保育園利用者数が減になる。また、なないろきつずの閉園、アネシスナーシング保育園の小規模保育事業への移行による。

委託見込数（令和2年度 5園 2,478人、令和3年度 3園 1,328人）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,471	9,469	2	
国庫支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
県支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,159	3,157	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事を休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台北一丁目16番地6（平成31年2月から施設場所を移転）
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
- ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・定員：3人
- ・対象：生後6か月から小学校6年生までの児童。市内在住者優先（定員に満たなければ市内在勤の市外者も可）
児 童…病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、保育所等での集団保育が困難な状態
保護者…勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な場合

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	57,744	45,714	12,030	
国庫支出金	28,872	22,857	6,015	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,872	22,857	6,015	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が育児休業を切り上げて復職すること無く、育児休業終了後の保育所等の利用申込が可能となるよう入所予約制を実施している。

国は入所予約制の実施体制を整備するために、保育対策総合支援事業費補助金（保育利用支援事業）として、入所予約制により児童が入所するまでの期間に、保護者との連絡調整や相談対応を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、市では平成元年度から補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保護者は保育所等の入所時期に関係なく、育児休業を最大限取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上につながる。また、児童が入所するまでの期間の人員費を補助することで、施設における保育士等の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、入所予約の児童が入所するまでの間、保護者等との連絡調整や保護者への相談対応を行う保育士等の配置に要する費用の一部を補助する。

- ・対象経費 保護者等との連絡調整を行う保育士等の人件費
- ・基準額 1施設当たり2,406,000円
- ・負担割合 国1/2 市1/2
- ・対象施設 保育所17施設 認定こども園2施設 小規模保育事業5施設

※前年度との比較：令和3年度新規開園（5施設）により事業者数が増加したことによる。

10060104 私立幼稚園特別支援事業

予算書P. 232

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,680	1,800	△ 120	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,680	1,800	△ 120	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がい等のある園児及び特別な教育的ニーズを有する園児の教育条件の維持向上を図り、障がい等の有無にかかわらず、広く幼児を私立幼稚園に受け入れることができる体制整備を促進するため創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がい児の幼児教育を実施している市内の私立幼稚園に対し、特殊教育の振興及び経済負担の軽減を図り、障がい児の幼児教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象園児が就園している私立幼稚園に対し、在籍する障がい児 1人当たり 1 か月10,000円を補助する。

- ・対象者見込：14人

〔都市整備部 都市計画課 所管〕

08040101 都市計画庶務事務

予算書P. 173

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	35,945	43,282	△ 7,337	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	3,327	△ 3,327	
地方債	0	0	0	
その他	35,945	26,969	8,976	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	12,986	△ 12,986	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和43年に現行の都市計画法が制定され、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項が定められた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

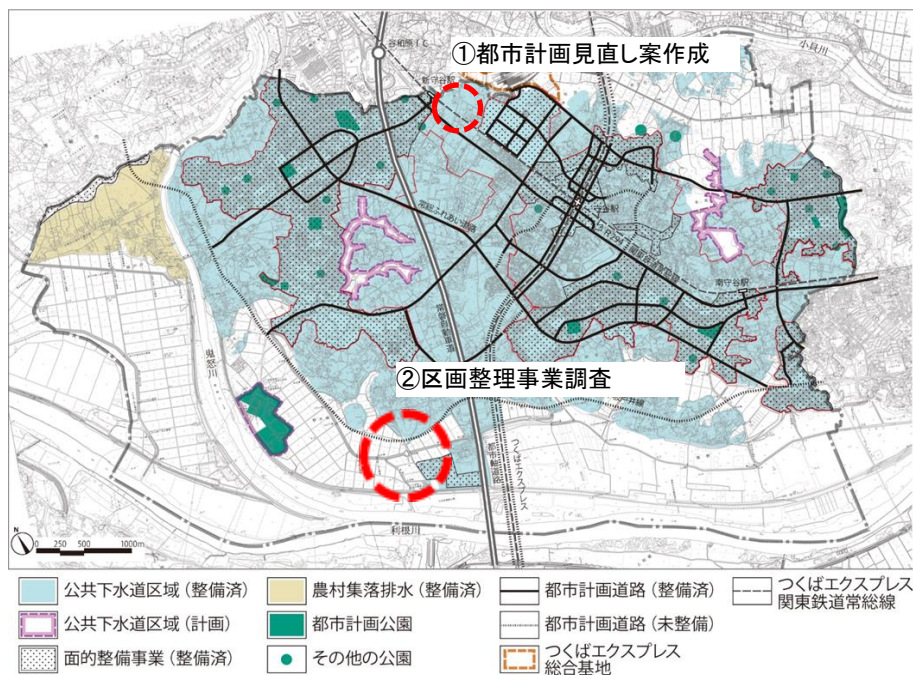
都市計画により都市内の限られた土地資源を有効に配分し、道路・公園・下水道などの都市施設、建築敷地及び用途、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行うことができるまちづくりを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

都市計画によるまちづくりを行うため、①都市計画見直し案作成、②区画整理事業調査を行う。

①都市計画見直し案作成は、新守谷駅周辺において土地区画整理事業を推進するため、市街化区域編入の手続きを行う。

②区画整理事業調査は、検討中の常磐自動車道守谷サービスエリアスマートIC周辺において、産業系用地を開発するため、土地区画整理事業に向けた地質調査や区画整理設計を実施し、地権者組織である土地区画整理組合設立準備会を発足する。



事業位置図

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,377	0	25,377	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	231	0	231	都市計画図売払代
一般財源	25,146	0	25,146	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市計画図は、昭和45年7月15日に市街化区域及び市街化調整区域の決定に伴い作成している。用途地域や都市施設（道路・公園等）など都市計画の状況を公に示すものであり、最新の情報を示す必要がある。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

最新の都市計画の状況を図面に反映することにより、正確な情報を公に示すことができ、様々な分野（行政、事業者、市民）において基図として利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

前回の修正から11年経過（概ね10年を目安）しており、その間には松並青葉地区の土地区画整理事業など、市の状況は大きく変化しているため、最新の航空写真を基に都市計画基本図（23面）を新規作成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,913	2,624	289	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,471	1,297	174	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	1,442	1,327	115	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成16年に国において景観法が定められ、まちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であるため、市は平成17年8月24日に「景観行政団体」となった。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、良好な都市景観の形成を図るため、平成19年4月1日に「守谷市景観計画」、「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民共有の財産である良好な都市景観を守り、次世代に引継ぐために「守谷市景観計画」に即した景観まちづくりを、市民の理解のもと進めていく。

あわせて、屋外広告物の氾濫が景観形成を阻害している一つの要因であることから、「守谷市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物を適正に管理することにより、街並みの良好な環境の保持に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市景観計画」に基づき、建築物を主体とした良好な景観形成の推進、快適な都市環境の創出を図るため景観計画に示す基準による助言、指導、条例に基づく届出の受付、「守谷市景観審議会」の運営を行う。

市内に存在する多数の屋外広告物の管理を屋外広告物等管理システムにより行い、市内に無秩序に掲出された違反広告物に対して「守谷市屋外広告物条例」及び「守谷市違反広告物是正指導要綱」に基づき市内全域を4区域に分けた2期目の是正指導を実施する。



撤去前



撤去後

08040107 アワーズもりや管理事業

予算書P. 174

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	124,612	124,140	472	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	124,612	124,140	472	貸店舗貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並み形成のため、平成21年7月にアワーズもりやを開業させ、「守谷駅前賑わい創出事業」として平成28年度まで行ってきたが、更なる適切な施設管理を行うため、平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空区画への新たなテナントの募集や入居済みテナントへのフォロー、建物の修繕管理を行い、アワーズもりやの適切な管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷駅東口商業街区にある建物について、所有者の三菱UFJリース(株)と賃貸借契約(平成21年7月から20年間)を結び、商業施設管理者(大和情報サービス(株): 17テナント)、医療施設賃貸者(JA三井リース建物(株): 6テナント)及び駐車場賃貸者(三井不動産リアルティ(株): 自動車219台、自転車92台(内バイク3台))に転貸等を行い、商業施設、医療施設及び立体駐車場・駐輪場の適切な管理を行う。



アワーズもりや

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	85,401	89,778	△ 4,377	
国庫支出金	2,475	2,850	△ 375	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	822	0	822	開発許可等手数料
一般財源	82,104	86,928	△ 4,824	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年9月に運行開始した福祉循環バスを平成13年10月からコミュニティバスに形態変更して運行していたが様々な課題が挙がり、平成20年6月に「守谷市循環バスのあり方等研究会」を設置し、今後のバスのあり方等について検討した。その結果、路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし、連携の強化を目的として平成20年度に「守谷市地域公共交通活性化協議会」を設置し、協議会を主体に公共交通の見直しに取り組み、平成22年度からモコバスを運行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

効率的で利便性の高い「将来にわたって持続可能な公共交通網の形成」を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成31年4月1日から1年間行った公共交通再編による実証実験の要望や利用実績等を踏まえ、令和3年度は、モコバスの再編を段階的に行う。モコバスは、令和2年度に新車両を2台導入し、関東鉄道(株)と8年のリース契約をした(国の補助金「都市構造再編集集中支援事業費補助金」が、3か年交付される)。令和3年度も国の補助金を活用し2ルートで運行を行うが、ルートの見直しを検討し再編に向けた準備(バス停新設等)も行う。デマンド乗合交通は利用向上を図るため令和2年度に平日の運行台数を3台から4台へ増車した。令和3年度も守谷タクシー(有)、関東鉄県南タクシー(株)、小川交通(有)、(株)守谷福祉協会の4社(各社1台)で運行する。経費については、守谷市地域公共交通活性化協議会へ負担金として支出する。

また、路線バスのバリアフリー化を促進するため、ノンステップバスの導入に対して補助する。新規として、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた関東鉄道常総線に対して、沿線市と協調して安全設備整備のための補助を行う(公共交通機関維持のために財政的な支援を行う)。



モコバス新型車両



デマンド乗合交通

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	117	117	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	117	117	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

全国的に少子高齢化等による人口減少により空家等は増加傾向となっている。平成27年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により、次世代への有効な資産として引き継ぐために空家化の予防、空家利活用の促進及び管理不全空家等の解消の施策が必要となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空家等に関する施策を実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護すること及び生活環境の保全と空家等の活用を推進し、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制に向けた周知や適正な管理に関する意識向上、空家バンクによる空家等の流通の促進を行う。更に空家等対策協議会に対し、特定空家等の認定について諮問等を行い、助言や指導、勧告等の必要な措置を進める。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,463	14,264	△ 10,801	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,463	8,063	△ 4,600	緑化基金繰入金
一般財源	0	6,201	△ 6,201	

【背景(なぜ始めたのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」(平成5年施行)の規定、及び「守谷市緑の基本計画」に基づき、緑豊かな生活環境の形成を図り、健康で明るく住みよい市民生活の確保に寄与する。

また、貴重な資源である緑を後世に残すために、保存緑地等の所有者に対して助成を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」の規定に基づき、所有者等の協力を得て保存緑地及び保存樹木を指定することにより、緑豊かな自然環境を形成している緑地等を保全し、地域の美観、風致を維持することができる。

また、愛宕谷津一帯は緑の拠点と位置付けられており、借地することにより恒久的に自然環境を保全していく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度から新たに10年間の保存緑地の指定を受けた所有者に対し助成を行う。面積500㎡以上2,000㎡未満は10,000円/年(対象者100人)、2,000㎡以上5,000㎡未満は15,000円/年(対象者62人)、5,000㎡以上は20,000円/年(対象者34人)であり、指定面積は、約71.0haである。

また、保存樹木所有者への助成については、1本当たり5,000円/年行う。指定本数は53本である。（内、市所有1本分は助成対象外）

愛宕谷津の土地所有者への借地料については、1㎡当たり5円/年（対象者56人、面積約10.3ha）である。また、未契約の地権者に対し賃貸借契約の交渉を進め新たな契約を目指す。



保存緑地と愛宕谷津

〔都市整備部 建設課 所管〕

08010102 道路管理事業

予算書P. 168

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,622	14,341	2,281	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,622	14,341	2,281	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の適切な維持管理を図るため、道路法により道路台帳の調製、保管及び閲覧に供することが定められているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

道路台帳及び道路境界確定図書ファイリングシステムの更新により、最新の市道の現況を的確に捉え、維持管理を適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内全域において、新設改良、拡幅改良、維持補修等を実施した路線の構造、区域、道路施設等、道路管理に必要な事項の道路台帳補正のほか、台帳データと現況が不一致な箇所の調査等を行う。

今年度の主な業務委託

- ・道路台帳補正業務 8,580千円
- ・道路境界確定図ファイリング 4,400千円
- ・道路認定不一致調査業務 2,354千円

08020101 道路補修事業

予算書P. 170

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	242,159	349,643	△ 107,484	
国庫支出金	11,545	80,327	△ 68,782	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	38,687	36,585	2,102	道路等占用料
一般財源	191,927	232,731	△ 40,804	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般交通に支障を及ぼさないように道路の維持、修繕を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

道路清掃・路肩除草及び道路排水施設の清掃等を行う。また、道路状況が悪化した箇所を補修する。



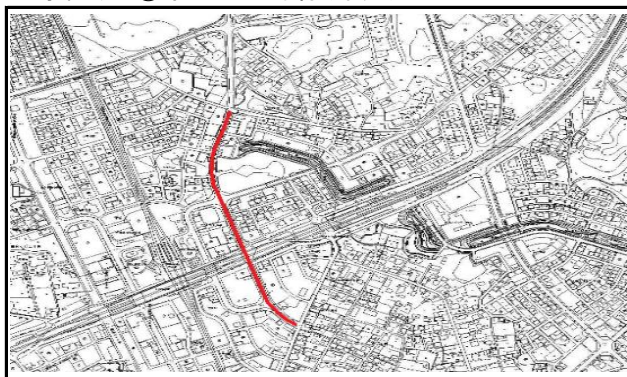
舗装工事が完了した市道101号線(百合ヶ丘地内)

令和3年度施工箇所一覧

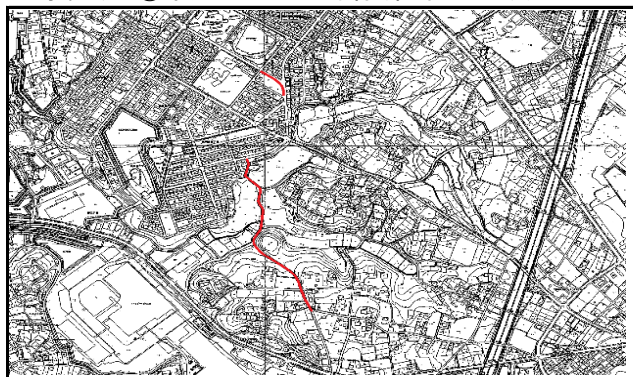
(単位: 千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道3620号線舗装修繕工事 (中央地内)	18,350	切削オーバーレイ(2層) L=150m
②	市道109・2257号線カラー舗装工事 (薬師台地内・立沢地内)	4,740	カラー舗装 L=750m
③	市道101号線舗装修繕工事 (松前台地内)	42,350	切削オーバーレイ(2層) L=770m片側
④	市道101号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	42,350	路上再生路盤 L=275m
⑤	市道2025号線舗装修繕工事 (松前台地内)	26,400	切削オーバーレイ L=240m
⑥	市道4263号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	13,750	切削オーバーレイ L=250m
⑦	市道109号線舗装修繕工事 (板戸井地内)	19,360	切削オーバーレイ L=500m

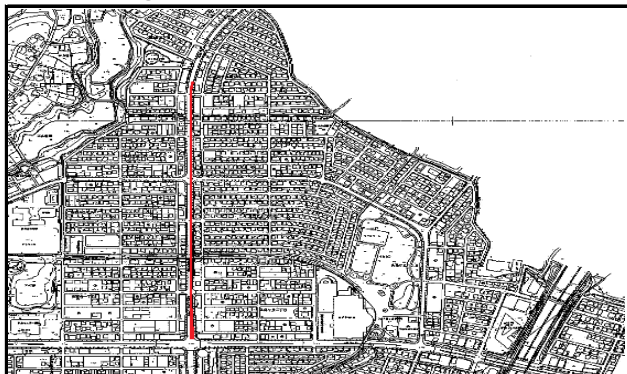
工事箇所 ①市道3620号線(中央)



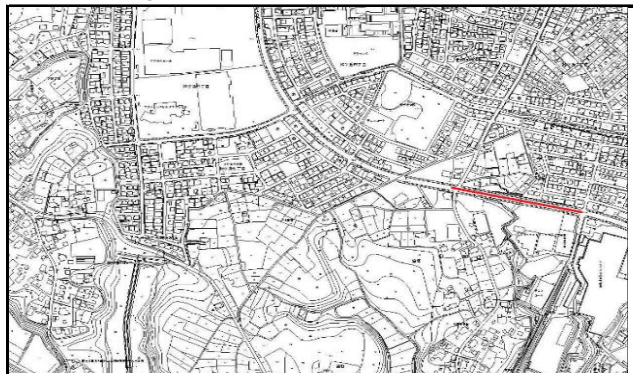
工事箇所 ②市道109・2257号線(薬師台・立沢)



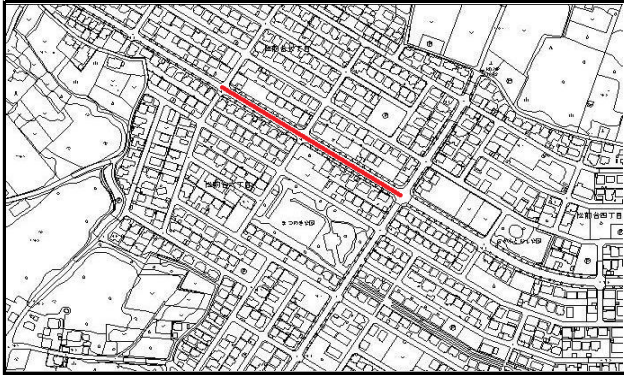
工事箇所 ③市道101号線取手方向(松前台)



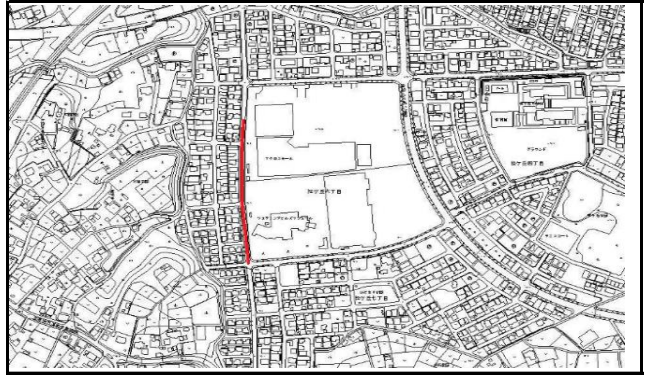
工事箇所 ④市道101号線(松ヶ丘)



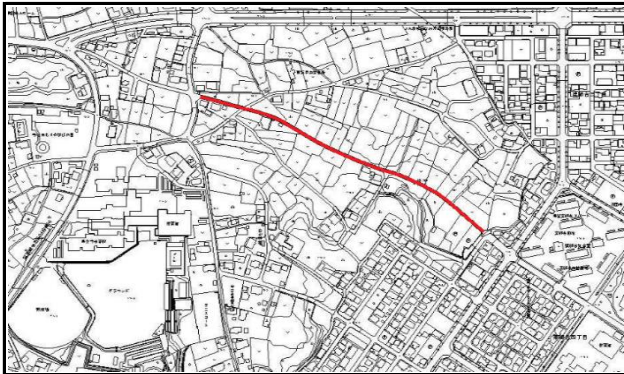
工事箇所 ⑤市道2025号線(松前台)



工事箇所 ⑥市道4263号線(松ヶ丘)



工事箇所 ⑦市道109号線(板戸井)



08020102 橋梁長寿命化修繕事業

予算書P. 170

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,942	202,522	△ 136,580	
国庫支出金	24,750	99,000	△ 74,250	社会資本整備総合交付金(橋梁長寿命化)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	41,192	103,522	△ 62,330	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年度の橋梁長寿命化修繕計画の見直しに基づき、橋梁の修繕を行い、橋梁の長寿命化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

従来の対症療法的な修繕及び架替えから、予防的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づく架替えへ政策転換を図るものであり、既設橋の延命化等、効率的な修繕を行うことにより予算の平準化、維持管理のコスト縮減を図りながら安全で快適な道路網を維持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

常磐自動車道をまたぐ橋梁を含む市内62橋の橋梁点検と長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施する。

今年度の工事

- ・橋梁修繕工事(山王歩道橋)

令和3年度施工箇所



補修が完了した野口橋(上部)

08020103 交通安全施設整備事業【ガードレール外側線等】

予算書P. 171

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,499	4,345	154	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,019	4,121	△ 102	交通安全対策特別交付金
一般財源	480	224	256	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の危険箇所等における歩行者や車両の交通事故等の減少を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全施設の新設・維持及び改善を図り、交通の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

交通安全施設工事(ガードレール、車止め、区画線等設置)を実施する。



区画線設置(けやき台地内)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	57,834	47,138	10,696	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	57,834	47,138	10,696	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年のつくばエクスプレス開業に合わせ、自由通路等の維持管理を行い、歩行者動線の確保及び利便性の向上を図るため。

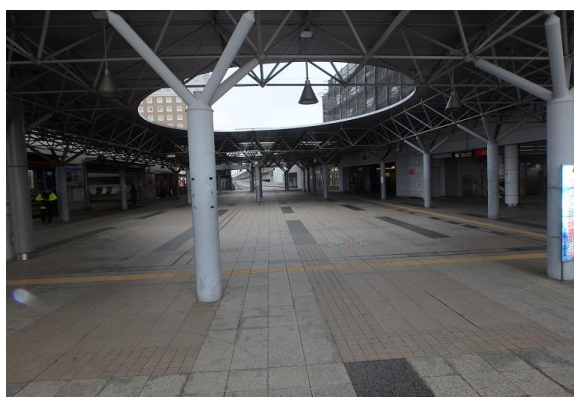
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅の自由通路等を維持管理し、利用者が安全で快適に利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自由通路、公衆用トイレの清掃委託、エレベーター、エスカレーターの保守点検委託、昇降機の修繕工事を実施する。

- ・自由通路等清掃委託 4,161千円
- ・公衆用トイレ清掃委託 3,584千円
- ・昇降機保守点検業務 10,824千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)
- ・昇降機修繕工事 31,900千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)



守谷駅自由通路



守谷駅土塔口エレベーター、エスカレーター

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	346,100	405,411	△ 59,311	
国庫支出金	71,875	58,375	13,500	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	274,225	347,036	△ 72,811	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の拡幅改良整備を求める意見や要望に対応するため。(排水施設含む)

また、4m未満の未整備な市道について、緊急車輛の円滑な道路と居住環境の向上を図る必要があったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活に密着した道路を拡幅整備することにより、緊急車輛を円滑に通過させるとともに、交通の利便性及び居住環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

4m未満の市道を拡幅改良し、車輛交互通行及び道路排水の改善を図る為に用地買収、補償、設計、工事を計画的に実施する。



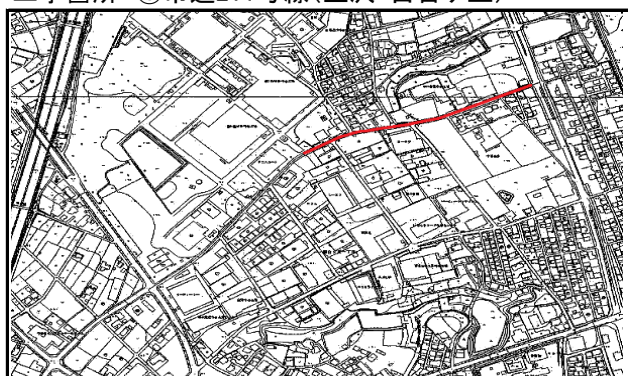
拡幅改良が完了した市道3154号線(本町地内)

令和3年度施工箇所一覧

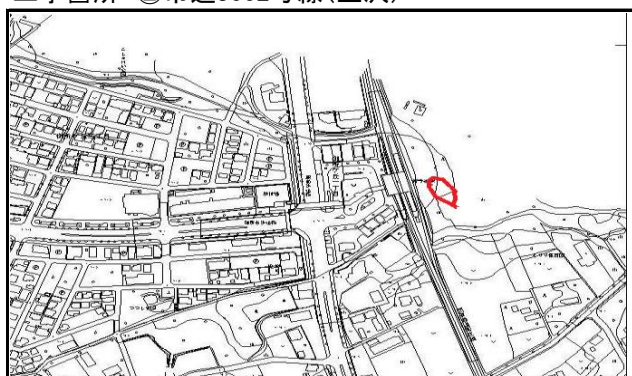
(単位：千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道211号線道路改良工事 (立沢・百合ヶ丘地内)	75,625	拡幅改良 L=470m
②	市道3002号線道路改良工事 (立沢地内)	20,700	拡幅改良 L=50m
③	市道3195号線道路改良工事 (本町地内)	44,850	拡幅改良 L=240m
④	市道3650号線雨水排水ポンプ施設工事 (ひがし野地内)	33,000	マンホールポンプ場設置 N=1箇所
⑤	市道3159・3154号線道路改良工事 (本町地内)	16,335	拡幅改良 L=110m
⑥	私道寄附路線道路改良工事 (松ヶ丘地内)	11,088	道路改良 L=160m
⑦	市道3211号線道路改良工事 (本町地内)	6,600	側溝整備 L=80m

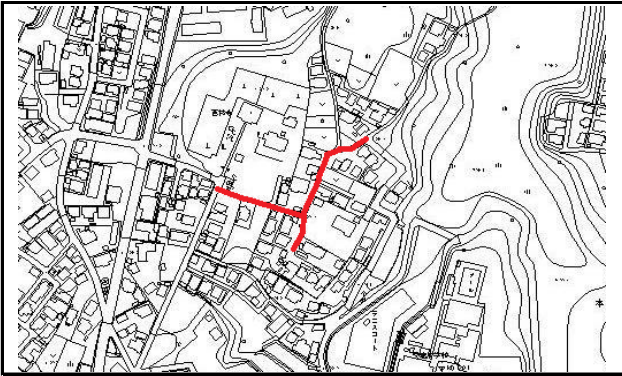
工事箇所 ①市道211号線(立沢・百合ヶ丘)



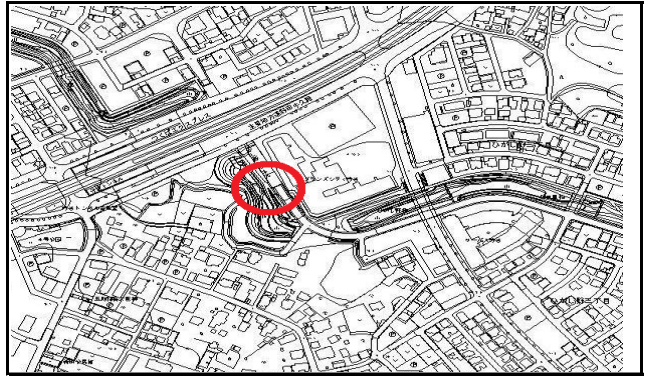
工事箇所 ②市道3002号線(立沢)



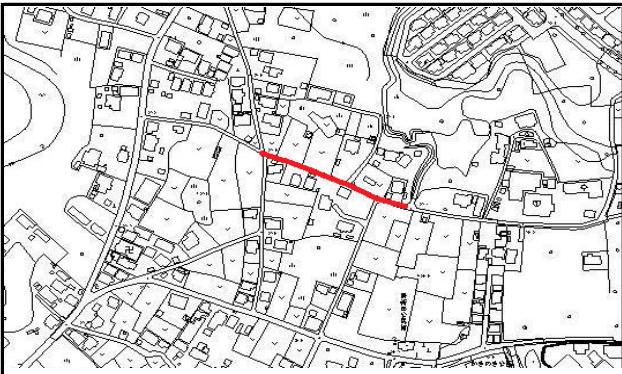
工事箇所 ③市道3195号線(本町)



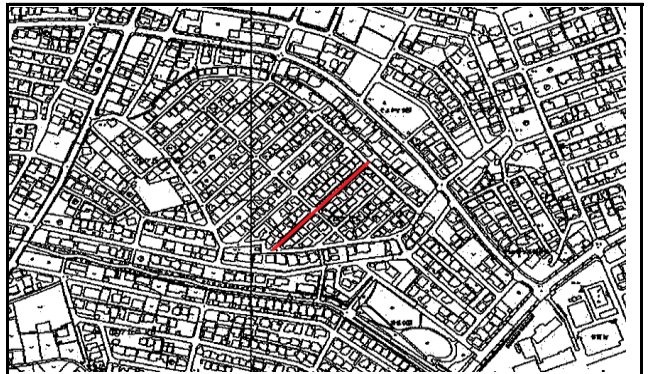
工事箇所 ④市道3650号線(ひがし野)



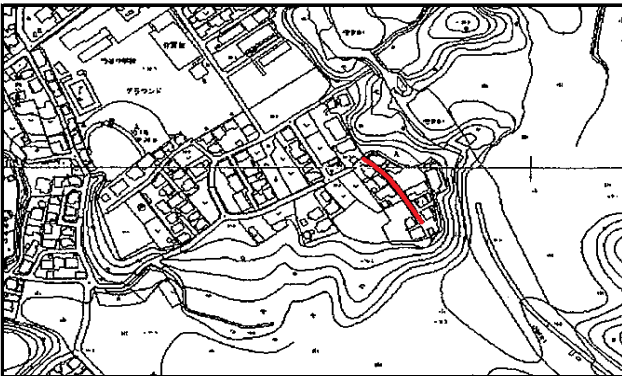
工事箇所 ⑤市道3159・3154号線(本町)



工事箇所 ⑥私道寄附路線(松ヶ丘)



工事箇所 ⑦市道3211号線(本町)



08030102 河川・調整池維持管理事業

予算書P. 173

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,514	38,134	7,380	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	8,494	9,088	△ 594	緑化基金繰入金
一般財源	37,020	29,046	7,974	

【背景(なぜ始めたのか)】

開発等により増大する雨水流量を調整することで、下流域での洪水による影響を防止する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

調整池の維持管理を適切に行い、調整池機能を維持するとともに、周辺環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

調整池の機能を維持するため、除草を行う。

今年度の主な業務委託

・ ひがし野プロムナード水路植栽管理委託	8,162千円
・ 乙子高野排水路草刈業務	3,095千円 (24,180㎡)
・ みずき野第2調整池草刈業務	7,187千円 (77,421㎡)
・ 工業団地内調整池草刈業務	2,534千円 (15,734㎡)
・ ひがし野プロムナード水路草刈業務	18,883千円 (67,500㎡)
・ 百合ヶ丘二丁目雨水排水路草刈業務	649千円 (1,900㎡)
・ 松並青葉第3調整池除草業務	329千円 (850㎡)
・ 羽中川・五反田川河川堤防除草業務	4,345千円 (28,600㎡)



除草が完了したプロムナード水路

08040205 公園維持管理事業

建設課

予算書P. 177

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	516,181	550,818	△ 34,637	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	6,799	6,663	136	北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	8,556	11,013	△ 2,457	せせらぎの小路維持管理委託費
一般財源	500,826	533,142	△ 32,316	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が緑豊かでレクリエーションやスポーツの場として利用することができるようにするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

宅地開発等により整備された公園内の施設や植栽等を適切に維持管理し、市民の憩いの場として、いつでも安心して楽しく利用できるよう維持管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園内の植栽の管理を委託し、維持管理する。

また、公園内の施設を適切な状況で利用できるように維持管理する。

今年度の主な業務委託

- ・ 公園長寿命化計画策定業務 17,985千円



街路樹剪定が完了した市道101号線(けやき台地内)

公園管理業務

工 区	主な公園等
1工区	すずめ公園、立沢公園、久保ヶ丘Uシティ、遊歩道301号線の一部、同322号線、市道2025号線の一部、同2180号線、ふれあい道路の一部
2工区	大山公園、かぶとむし公園、まつのき公園、やまばと公園、北守谷11号緑地、同12号緑地、同16号緑地、遊歩道301号線の一部、同302号線、同336・338・339号線、市道210号線、同2025号線の一部、同2092号線の一部
3工区	板戸井公園、くわがた公園、やまゆり公園、北守谷3号緑地、同5号緑地、同6号緑地、同7号緑地、同14・15号緑地、遊歩道301号線の一部、同303号線、同354号線、市道2092号線の一部、同2221号線、同2245号線
4工区	こじゅけい公園、つつじ公園、ひばり公園、北守谷1号緑地、新守谷駅前広場、遊歩道301号線の一部、同317・318号線、同320号線、市道102号線、同2025号線の一部、同2181号線、同2289号線、ふれあい道路の一部、ふれあいパーク、県道野田牛久線の一部、同取手豊岡線の一部、都市軸道路の一部、御所ヶ丘二丁目道路敷
5工区	すぎのこ公園、たけのこ公園、ログハウス公園、北守谷4号緑地、同8号緑地、同9号緑地、同10号緑地、工業団地3号緑地、北守谷防災調節池
6工区	そよかぜ公園、中央黒内公園、土塔森林公園、にじの公園、ひだまり公園、松ヶ丘公園、松風公園、ゆうやけ公園、南守谷19号緑地、黒内小脇水路、幸福の路の一部、市道105号線、同3621号線の一部、同4279号線、同4280号線、同4367号線、ふれあい道路の一部、マインブルグの小径
7工区	うららか公園、かげろう公園、けやき台公園、南守谷17号緑地、同18号緑地、南守谷駅前広場、南守谷防災調節池、けやき台Uシティ、幸福の路の一部、市道205号線、同4465・4481号線、同4474号線、ふれあい道路の一部
8工区	あんず公園、かきのき公園、くりのき公園、くわのみ公園、郷州文化財公園、さくらの杜公園、さくらんぼ公園、ざくろ公園、どんぐり公園、みずき野中央公園、もものき公園、みずき野2号緑地、同4号緑地、同5号緑地、同6号緑地、同7号緑地、同8号緑地、同9号緑地、みずき野第一調整池、みずき野遊歩道、市道103号線、同104号線の一部、同3519号線、戸頭コミュニティー道路
9工区	梅作公園、乙子公園、乙子清水公園、乙子前坪公園、明神公園、乙子向山緑地、(仮称)美園センター緑地、亀田緑地、高野台緑地、大利根運動公園、市道4555・4637・4638・4644号線、同4569号線、同4610・4612号線、同4611・4613号線、同4615・4618・4623・4624・4627号線、同4642・4650号線、同4651号線、南・北緑道、ふれあい道路の一部
10工区	海老原町公園、上町公園、栄町公園、城山公園、新町公園、土塔公園、プロムナード水路公園、北園森林公園、守谷城址公園、瀬弁天、守谷沼、守谷駅前西口広場、同東口広場、西口駅前通り線、東口駅前通り線、市道104号線の一部、同106号線の一部、同3621号線の一部、都市軸道路の一部

11工区	一里塚公園，さくら公園，さつき公園，さつき台公園，新山公園，高砂さくら公園，高砂東公園，つばき公園，中之台児童公園，にこにこ公園，ひまわり公園，大野川ポケットパーク，じゅうみょうだいポケットパーク，すぎなみポケットパーク，すみがま西・東ポケットパーク，（仮称）土塔新山緑地，（仮称）ひがし野1号緑地，同2号緑地，北守谷2号緑地，同13号緑地，工業団地1号緑地，同2号緑地，みずき野1号緑地，北守谷児童センター裏
12工区	あけぼのすぎ公園，天の川公園，参道公園，星の広場，松並木公園，松並1号緑地，同2号緑地，同3号緑地，同4号緑地，同5号緑地，特殊道路1号線，同2号線，あけぼのすぎ通り（南北線），松並環状線，松並木公園通り（市道106号線の一部），満天星通り（東西線），街区コーナー植栽，県道野田牛久線の一部
四季の里	四季の里公園
せせらぎの小路	令和元年度～令和3年度 ※つくばみらい市と3年交代にて管理

松くい虫防除業務（松並木公園外）

枯松伐採業務（市内一円）

街路樹補植業務（市内一円）

街路樹支柱交換業務（市内一円）

公園内トイレ及びゴミ巡回清掃業務（市内52公園）

せせらぎの小路内ゴミ巡回清掃業務 ※つくばみらい市と3年交代にて管理（今年度3年目）

ログハウス公園内水路等清掃業務（緑地内）

天の川公園内池清掃業務（松並青葉地内）

せせらぎの小路内水路清掃業務（久保ヶ丘外） ※つくばみらい市と3年交代にて管理（今年度3年目）

公園内側溝清掃業務（市内一円）

08040207 公園まちづくり団体助成事業

予算書P. 179

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,633	9,646	△ 13	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,633	9,646	△ 13	

【背景（なぜ始めたのか）】

市と市民のパートナーシップにより，協働のまちづくりの推進を図るため，平成14年度に守谷市公園等里親事業実施要綱及び平成17年度に守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱を定めた。

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

市民や団体等による年間を通じた公園等の管理及び緑化について協働のまちづくりを推進する。

【内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）】

公園等維持管理団体助成事業は，公園等の維持管理を行う参加団体に助成し，年間を通し公園等を良好に管理する。

公園等里親事業は，公園や植樹樹等の里親団体に，花苗や用品及び用具の提供等必要な支援を行い，環境美化や緑化の推進をしてもらう。

- ・公園等維持管理団体：18団体
- ・公園等里親団体：75団体



里親団体による活動状況



維持管理団体による除草作業

08040402 坂町清水線整備事業

予算書P. 180

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	595,536	859,493	△ 263,957	
国庫支出金	232,650	408,240	△ 175,590	都市構造再編集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	227,000	344,000	△ 117,000	坂町清水線整備事業債
その他	135,886	107,253	28,633	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全向上を目指すため、守谷駅を中心とした環状形の道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成27年度に、ひがし野地先から本町地内の県営アパートまでの事業認可を取得した区間477mについて、残りの用地買収を実施し、用地買収を完了する予定である。また、ひがし野地先から八坂神社区間、県営アパートから国道294号までの区間の道路整備工事及び流末排水整備工事を行う。



工事施工状況



工事箇所 坂町清水線(本町)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	408,505	400,589	7,916	
国庫支出金	157,500	140,000	17,500	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	173,000	195,000	△ 22,000	みずき野大日線整備事業債
その他	78,005	65,589	12,416	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全向上を図るため、守谷駅東側の南北を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成27年度に、中央地先から坂町清水線の交差点までの事業認可を取得した区間464mについて、残りの用地買収を実施し、用地買収を完了する予定である。



みずき野大日線買収予定箇所

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,741	13,597	△ 7,856	
国庫支出金	0	2,242	△ 2,242	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,741	11,355	△ 5,614	薬師台市営住宅使用料(現年度分)
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

住宅困窮者に低廉な住宅の供給をする目的で、昭和60年に建設された市営住宅の良好な住環境を確保するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉

の増進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設(管理戸数66戸)の維持補修等を行い、入居者の居住環境の向上を図る。

市営住宅管理委託 4,886千円



市営薬師台住宅

08060101 国土調査事業

予算書P. 182

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,896	20,068	828	
国庫支出金	5,750	4,975	775	地籍調査事業費補助金
県支出金	2,875	2,487	388	地籍調査事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,271	12,606	△ 335	

【背景(なぜ始めたのか)】

官民境界の明確化及び課税の適正化・公平化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより、官民境界の明確化、課税の適正化・公平化が図られる。また、災害時においても境界復元の迅速化が図られる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地の公図、所有者、地番、地目などの一筆調査及び境界の位置を確定する一筆地測量を行い、地籍図、地籍簿を作成する。その後、閲覧・認証したのち法務局に送付する。

(同地地区)

- ・地籍図、地籍簿作成
- ・閲覧、承認
- ・法務局へ送付

(松並Ⅰ地区)

- ・境界現地立会い
- ・地籍図根三角測量
- ・細部図根点測量
- ・一筆地測量

(松並Ⅱ地区)

- ・一筆調査



地籍調査境界杭



地籍調査境界立会

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10020102 小学校施設維持管理事業

予算書P. 202

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,807	50,368	439	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	17	17	0	小学校施設行政財産使用料
一般財源	50,790	50,351	439	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による小学校の設置時から、施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校施設及び設備を適切に維持管理することにより、児童及び職員の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小学校施設の清掃，警備，消防設備及び電気設備（自動ドア・昇降機等）の保守点検，樹木管理，空調設備の設置，各種定期点検調査等を行う。

10020103 小学校管理備品購入事業

予算書P. 203

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,345	11,981	17,364	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16,713	0	16,713	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	12,632	11,981	651	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童の教育環境を整備することを目的とし、小学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校の各種備品を整備し、小学校の教育環境の整備，充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童及び教職員が使用する机・椅子，管理上必要な物品，運動用具等の学校備品整備を行う。

また，平成19年度に導入した青色防犯パトロール車の老朽化が進んだことに伴い，全校分の買い替えを行う。青色防犯パトロール車は各校に1台ずつ配備し，防犯活動に活用する。



青色防犯パトロール車

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,477	36,655	△ 24,178	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	384	404	△ 20	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	12,093	36,251	△ 24,158	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童の確かな学力を育成するとともに、豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学校外プール授業に係る経費、採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費、小学校スポーツテスト採点に係る経費等の支出をする。

令和3年度学校外プール利用予定 ※守谷小学校及び黒内小学校は、施設改修工事に伴い授業は中止予定

大野小学校 (利用先: 高野小学校)

御所ヶ丘小学校 (利用先: イトマンスイミングスクール)

郷州小学校 (利用先: インターナショナルスイミングスクール)

松前台小学校 (利用先: 大井沢小学校)

また、英語検定料の補助を行うことで、英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,901	31,562	△ 16,661	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,818	2,883	△ 65	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	12,083	28,679	△ 16,596	

【背景(なぜ始めたのか)】

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書購入に要する経費の地方財源措置の通知(平成14年4月文部科学省)により、備品購入事業から独立して実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校で必要な教育教材を整備することにより、児童への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材の整備、老朽化に伴う教材備品の入替え及び児童用の図書を整備する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,675	18,076	△ 401	
国庫支出金	1,349	1,372	△ 23	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,326	16,704	△ 378	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、児童の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する児童の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する児童の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学児童学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費の奨励費支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	725,837	384,882	340,955	
国庫支出金	170,819	73,208	97,611	公立学校施設整備費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	341,000	277,000	64,000	黒内小学校校舎増築事業債
その他	214,018	34,674	179,344	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

松並青葉地区への転入者増加に伴い、児童数が著しく増加しており、人口推計の結果、令和4年度から普通教室数が不足することが予想されるため、校舎の増築工事等を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育環境の整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和2年度から継続して普通教室及び付随教室の増築工事等を行う。

○増築建物等の概要

住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2349番地
 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
 教室数 16教室（普通教室15，音楽室1，給食配膳室）
 床面積 2,477㎡（職員室の増築分含む）
 工 期 令和2年9月19日～令和4年2月28日



増築工事(試験杭打ち)



改修工事(旧資料室→新保健室)

10020305 郷州小学校校舎改修事業

予算書P. 206

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	657,408	423,363	234,045	
国庫支出金	86,787	50,525	36,262	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	470,000	278,000	192,000	郷州小学校校舎改修事業債
その他	100,621	20,147	80,474	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	74,691	△ 74,691	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和58年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため，計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和2年度から継続して校舎の大規模改修工事を行う。

○建物の概要

住 所 守谷市みずき野五丁目4番地
 構 造 鉄筋コンクリート造3階建
 床面積 5,441㎡（エレベーター棟増築分除く）
 工 期 令和2年9月19日～令和4年2月28日



外壁補修工事



普通教室改修工事

10030103 中学校施設維持管理事業

予算書P. 209

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	43,016	39,027	3,989	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19	19	0	中学校施設行政財産使用料
一般財源	42,997	39,008	3,989	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による中学校の設置時から、施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校施設及び設備を適切に維持管理することにより、生徒及び職員の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

中学校施設の清掃、警備、消防設備及び電気設備(自動ドア・昇降機等)の保守点検、樹木管理、運動設備の改修、各種定期点検調査等を行う。

10030104 中学校管理備品購入事業

予算書P. 210

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,307	7,095	8,212	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	7,428	0	7,428	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	7,879	7,095	784	

【背景(なぜ始めたのか)】

生徒の教育環境を整備することを目的とし、中学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校の各種備品を整備し、中学校の教育環境の整備、充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒及び教職員が使用する机・椅子、管理上必要な物品、運動用具等の学校備品整備を行う。
また、平成19年度に導入した青色防犯パトロール車の老朽化が進んだことに伴い、全校分の買い替えを行う。
青色防犯パトロール車は各校に1台ずつ配備し、防犯活動に活用する。

10030201 中学校教育振興事業

予算書P. 211

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	34,020	23,043	10,977	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	3,228	4,372	△ 1,144	運動部活動指導員配置事業費補助金 茨城県エネルギー教育支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	1,927	2,933	△ 1,006	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	28,865	15,738	13,127	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生徒の確かな学力を育成するとともに、豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費、中学校スポーツテスト採点に係る経費、補助金を活用した実験器具の整備及び中学校吹奏楽部コンクール等参加に係る諸経費等を支出する。
また、英語検定料の補助を行うことで、英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。
平和教育の一環として、広島を訪れる中学3年生の修学旅行の費用を一部負担する。
教職員の業務の負担軽減のため、部活動指導員に係る諸経費を負担する。
令和3年度は、演劇「泥かぶら」の上演があるため、上演に係る経費を負担する。



「泥かぶら」の一場面

10030202 中学校図書・教材等購入事務

予算書P. 212

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,738	8,445	4,293	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,738	8,445	4,293	

【背景(なぜ始めたのか)】

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書購入に要する経費の地方財源措置の通知（平成14年4月文部科学省）により、備品購入事業から独立して実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校で必要な教育教材を整備することにより、生徒への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材の整備、老朽化に伴う教材備品の入替え及び生徒用の図書を整備する。

10030203 中学校就学援助事業

予算書P. 212

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,345	17,990	△ 1,645	
国庫支出金	1,168	902	266	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,177	17,088	△ 1,911	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、生徒の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する生徒の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する生徒の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する生徒の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費の奨励費支給を行う。

10030205 中学校体育大会事業

予算書P. 213

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,460	19,318	△ 1,858	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	600	600	0	茨城県中学校体育連盟補助金
一般財源	16,860	18,718	△ 1,858	

【背景(なぜ始めたのか)】

中学校体育連盟主催の大会事業及び関東、全国規模の各種大会への参加に必要な経費の一部を支出することで保護者の負担軽減と部活動の活発化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校における体育・スポーツの健全なる普及及び発達に資するとともに、学校間のスポーツ交流を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

中学校体育大会の開催経費、県中学校体育連盟大会、関東及び全国大会への参加経費を補助する。また、平成30年度から開始した守谷市長杯バスケットボール大会に係る費用の一部を負担する。



県南大会

10030309 守谷中学校校舎増築事業

予算書P. 214

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	363,262	33,780	329,482	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	271,000	0	271,000	守谷中学校校舎増築事業債
その他	92,262	33,780	58,482	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

松並青葉地区への転入者増加に伴い、生徒数が著しく増加しており、人口推計の結果、令和5年度から普通教室数が不足することが予想されるため、校舎の増築工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育環境の整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

普通教室の増築及び職員室等の改修工事を令和3、4年度に実施する。

○増築建物等の概要

住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2675番地

構 造 鉄筋コンクリート造3階建

教室数 9教室（普通教室）

床面積 1,290㎡（配膳室増築分除く）

工 期 令和3年9月～令和4年12月（予定）

その他 職員駐車場及び駐輪場の整備、職員室等の改修及び配膳室の増築



守谷中学校校舎



校舎増築予定地(職員駐車場)

10030310 愛宕中学校屋内運動場改修事業

予算書P. 214

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,567	0	17,567	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	17,567	0	17,567	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和58年建築の屋内運動場で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修するに当たり、実施設計を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度に老朽化した屋内運動場の改修工事の実施設計を行い、令和4年度に改修工事を実施する。

○建物の概要

住 所 守谷市本町4325番地の2

構 造 鉄骨造

床面積 1,115㎡



愛宕中学校屋内運動場



老朽化した軒

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,718	0	36,718	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	36,718	0	36,718	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和60年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修するに当たり、実施設計を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度に老朽化した校舎の改修工事の実施設計を行い、令和4年度から改修工事等を実施する。

○建物の概要

住 所 守谷市御所ヶ丘四丁目16番地

構 造 鉄筋コンクリート4階建

床面積 5,873㎡



御所ヶ丘中学校校舎

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 117

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	288,415	207,099	81,316	
国庫支出金	45,383	30,173	15,210	子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成事業)
県支出金	45,383	30,173	15,210	子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	53,561	42,826	10,735	児童クラブ入所負担金
一般財源	144,088	103,927	40,161	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭が増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町（現守谷小学校）児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷（現御所ヶ丘小学校）児童クラブ、平成7年に南守谷（現松ヶ丘小学校）児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、児童の安全・安心な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平日の授業終了後から午後7時まで、また、土曜日、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）及び学校振替休業日は午前7時30分から、小学校ごとに整備した専用室において運営している。

令和3年度は、黒内小学校が3クラブ増となり、合計31クラブの常設施設に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、学校の特別教室を借用するなど、1クラブ室当たりの人数を減らして、「新しい生活様式」を取り入れた生活の場を提供する。

施設の老朽化に伴い、大井沢小第1クラブ、松ヶ丘小第4クラブの床、外壁塗装等の改修を行う。

保護者の多様なニーズに応えるため、付加価値の高いサービスが提供できる民設クラブに対する補助制度の創設を進め、令和4年度からの導入を目指す。

運營業務委託 株式会社アンフィニ

委託期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



クラブ室(自主学習の時間)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,275	4,500	△ 225	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,275	4,500	△ 225	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域活性化を目的に、県事業の「国際芸術文化交流拠点整備構想（アーカス構想）」を誘致し、平成6年度の試行を経て、平成7年度から「アーカス構想パイロット事業」、平成12年度から現在の「アーカスプロジェクト」がスタートした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県主催のアーカスプロジェクトに参画することにより、市民に芸術文化活動の体験機会を提供するとともに、地域の文化活動の推進と市のイメージアップを図る。

アーティストとの交流機会を提供することで、子どもたちの豊かな心と感性を育てる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は負担金を支出し、もりや学びの里の施設を提供して、県、市、関係機関からなる実行委員会(事務局: 県)によるアーカスプロジェクトの運営により、アーティストの招へい及び制作支援、活動発表会(レジデンスプログラム)や、一般向け、子ども向けアートイベント(地域プログラム)を開催する。

また、市内イベント活動等の運営や事業広報活動を支援する。



招聘アーティストによる創作活動(令和元年11月)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,424	2,846	△ 422	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,424	2,846	△ 422	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が行う芸術文化活動の自主性・創造性を尊重し、その活動を促進するとともに、相互の連携・協力の機会提供を通して、担い手の育成及び市における総合的な芸術文化振興の推進を目指して開始した。

※令和3年度から「タベのコンサート事業」「芸術祭事業」「守谷市美術作家展事業」「文化協会補助事業」を統合

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「市文化協会」に対する補助事業を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 タベのコンサート

8月に市内で活動する音楽サークルによるコンサートを開催する。これまで市庁舎で開催してきたが、課題であった猛暑や天候急変等の対策として、令和2年4月にリニューアルした中央公民館ホールに会場変更し、音響・照明等、改修した設備を活用して開催する。

2 守谷市芸術祭

11月に中央公民館を主会場に、市文化協会との共催による美術展、生花展、若い芽のコンサート、ふれあい茶会、芸能祭を開催する。

3 守谷市美術作家展

2月下旬に市民交流プラザギャラリーを会場に、市内で活動し、多くの美術展で入賞・入選されている美術作家の展覧会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供する。

4 市文化協会の活動支援

芸術文化活動を通して、市の発展と市民の文化交流に努める市文化協会の活動を支援する。

(守谷市芸術祭のほか、講座・教室、コンサート等開催予定。団体数：80団体、会員数：約550名)



タベのコンサート(令和元年8月)

10040111 もりや学びの里施設維持管理事業

予算書P. 217

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,380	15,310	△ 930	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	738	739	△ 1	もりや学びの里使用料
一般財源	13,642	14,571	△ 929	

【背景(なぜ始めたのか)】

旧大井沢小学校の廃校に伴い、学校施設を新たに生涯学習施設として利用するため、平成8年度に「もりや学びの里」を開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

世代を超えて利用できるコミュニティ施設として、市民が生涯学習や趣味活動ができる場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

廃校施設を市民の生涯学習施設としてサークル活動，研修等に活用するため，設備，機械等の管理及び保守点検や計画的な修繕等を実施する。

主要施設 体育館/和室/講座研修室/音楽室/調理室/創作工芸室/バーベキュー施設
 主な施設管理業務 施設管理業務/建物清掃/自家用電気設備保安全管理/自動ドア保守点検/体育器具点検/消防設備点検/植栽管理等



もりや学びの里

10040117 スポーツ・文化振興奨励事業

予算書P. 219

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,525	2,681	△ 156	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,525	2,681	△ 156	

【背景(なぜ始めたのか)】

スポーツ・文化に親しみ，県代表として全国大会等に出場する市民を奨励し，出場に係る経費の負担軽減を図るため，平成14年度に奨励金交付制度を設けた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

スポーツ及び文化の振興を図り，市民の健康づくりと文化意識の高揚に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱」に基づき，スポーツ又は文化で全国大会出場の功績をあげた個人又は団体に対して記念品と奨励金を交付し，栄誉を讃える。

交付対象 要綱で規定する全国大会，アジア選手権大会，世界選手権大会，オリンピック・パラリンピック等
 文部科学省等が主催又は後援する全国規模以上のコンクール，国際コンクール等



奨励金交付対象大会
 (世界選手権・トランポリン競技)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,906	3,104	△ 198	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,906	3,104	△ 198	

【背景(なぜ始めたのか)】

新成人の門出を祝い励ますとともに、大人の社会に仲間入りすることの自覚を促すため、毎年開催している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

新成人を対象に、人生の節目を記念して成人式を実施し、次代の担い手として今後の活躍を願い祝福する。
祝福を受けることで、成人としての自覚を持ってもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新成人による運営委員会を組織し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した内容・方法で式典の準備や運営を行う。

会場設営を委託し、守谷駅から会場（常総運動公園総合体育館）まで送迎バス（往復2便）を運行する。

開催日等 令和4年1月9日（日）（予定）

対象者 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

※参考：令和3年成人式典 対象者数718人 うち、出席者数453人（出席率63%）

内容 第1部：成人式典 第2部：新成人主催イベント（予定）



はたちの主張



新成人による運営協力員

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	35,673	63,002	△ 27,329	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	14,539	15,809	△ 1,270	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	6,921	8,959	△ 2,038	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	14,213	38,234	△ 24,021	

【背景(なぜ始めたのか)】

子ども達に関わる重大事件の発生や地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の方々の協力を得て、平成19年度から学校等を活用するなど計画的に子ども達が安心して活動できる居場所を提供している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども達の安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子ども達の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

放課後子ども総合プランとして、小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用して、遊び、スポーツ・文化等の活動が体験できる場を提供する。

運営業務を民間事業者へ委託し、児童クラブと一体型の運営を行い、プランマネージャーを中心に、地域ボランティアを活用して、放課後児童支援員と連携した活動を行う。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮し、4月当初からの実施を延期する。活動場所の環境や今後の感染状況等を踏まえて、実行委員会で、参加人数の制限、活動時間の短縮等の実施方法を検討し、開始時期を決定する。

運営業務委託 株式会社アンフィニ

委託期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



サッカー教室



フラワーアレンジメント教室(令和元年度)

10040202 文化財保護事業

予算書P. 222

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,760	11,313	△ 7,553	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,760	11,313	△ 7,553	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法第190条に基づき、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

文化財保護審議会の答申に基づき、市内の文化財（未指定含む）に関する調査・評価を行い、特に価値の高いものについては指定（市、県）や記録保存等の措置を取る。

指定史跡や天然記念物の維持管理を行う。

埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で土木工事等が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。

守谷城址の魅力を高めるとともに、市民の郷土に対する愛着と誇りを喚起し、市のイメージアップを図るため、城址に関する研究と周辺エリアを含めた自然環境の保存・整備を行う市観光協会に委託し、市制施行20周年記念事業誌2種（郷土誌・自然誌）を制作する。



守谷歴史さんぽ(令和元年11月)

10040401 公民館運営管理事業

予算書P. 223

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	127,622	126,188	1,434	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	557	557	0	公民館貸付料
一般財源	127,065	125,631	1,434	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーション及び生涯学習の場を提供するため、社会教育施設として、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは、地方自治法第244条の2の規定に基づき指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを確認する月次報告に加え、現地調査、管理運営状況の評価等を行うモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した館運営を継続し、公民館が地域における住民同士の交流や生涯学習の拠点であることを踏まえ、従来行ってきた講座等を在宅でも受講できるようオンライン講座等の推進やSNSによる情報配信を積極的に行う。

指定管理者 アクティオ株式会社・守谷市シルバー人材センター共同事業体

指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間



中央公民館



郷州公民館



高野公民館



北守谷公民館

10050104 市スポーツ協会補助事業

予算書P. 230

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,800	1,600	200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,800	1,600	200	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動する現体育協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベントへの協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年4月から「守谷市体育協会」が「一般社団法人守谷市スポーツ協会」として法人化することに伴い、組織体制が整うまでの期間、市から事務局職員を派遣する。

また、引き続き、補助金を交付し、各種スポーツ大会、技術講習会等の活動を助成し、市民がスポーツ活動に参加することにより体力の向上及び健康増進を図るとともに、市スポーツ協会及び加盟団体の組織強化を支援する。

部会数 18部会 (令和3年1月現在)



ゴルフ部会主催
ジュニアゴルフ教室
(令和2年3月)



バスケットボール部会主催
連盟大会
(令和2年2月)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,440	2,948	△ 508	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,440	2,948	△ 508	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを伝えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付し、スポーツ少年団が部会単位で開催する各種スポーツ大会、技術講習会等の運営費、市の代表として出場する全国大会等遠征費を助成する。

また、日本スポーツ協会の指導者登録制度改正により、単位団ごとに資格取得者2名の設置が義務化されるとともに登録料が徴収されることから、その費用負担を支援する。

守谷市スポーツ少年団の交流会を実施することで、各単位団の交流を深め、親睦を図るとともに、子ども達の体力、精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養う。

スポーツ少年団数 23単位団 (令和3年1月現在)



守谷市出身元Jリーガーによる
オンライン講習(サッカー部会)



守谷市スポーツ少年団交流会
(令和元年10月)



取手ブロック交流会
(令和元年11月)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,043	1,878	1,165	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	565	509	56	各種市スポーツ事業参加費
一般財源	2,478	1,369	1,109	

【背景(なぜ始めたのか)】

国（スポーツ庁）が推進するスポーツによる地域活性化施策と連携し、市民生活の質向上や健康増進、さらに地域の特色を活用した交流の創出を狙う取組を充実させることを目指して開始した。

※令和3年度から「各種スポーツ大会開催事業」「スポーツフェスティバル開催事業」を統合

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着化の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会（現体育協会）や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 各種スポーツ大会

協会との共催により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトボール大会、テニス大会、ソフトテニス大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会を開催する。

2019年茨城国体を記念し、常総市・坂東市と共催で、茨城県中学校ハンドボール大会を開催する。

2 スポーツイベント

誰もが気軽にスポーツに親しむきっかけづくりと市民の健康増進、体力向上を図る機会を提供する。

パラスポーツ（ボッチャ・ブラインドサッカー等）の魅力を体験できる機会を提供する。

3 広域連携による地域活性化

県南西地区自治体によるスポーツを核としたまちづくりに向けた取組を継続する。

4 企業との包括連携によるスポーツ人口増加促進

相互連携により、食やスポーツを通じた健康づくり、運動・スポーツの定着化促進など、市における地域の更なる活性化と市民サービスの向上を図る。

※会場分散型や少人数型など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮したイベント開催を検討する。



パラスポーツ

(左)ブラインドサッカー (右)ボッチャ(令和2年10月)

スポーツ月間イベント「グラウンドゴルフ大会」

10050108 守谷ハーフマラソン開催補助事業

予算書P. 231

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,000	3,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,000	3,000	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国からの参加者に守谷市の素晴らしさをPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

大会は守谷市スポーツ協会が主催し、市からの補助金の他、参加費及び企業協賛等により実施している。毎年2月上旬に開催しており、ハーフマラソン・5km・3km・2kmの男女年代別の種目を設定し健脚を競い合う。

ハーフマラソンは、日本陸上競技連盟公認コースで茨城陸上競技協会の公認大会となっている。

大会運営の係員は約800名で、市スポーツ協会会員や市民ボランティア等の協力を得ているが、今後、継続的に関わることができる人材を確保するため、ボランティアスタッフを市内外に広く募集する。



ハーフマラソンスタート



折り返し地点の給水所



衣類リユースプロジェクト
(SDGsへの取組)



オンラインマラソン仮想ゴール



オンラインマラソンフォトブース

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010276 任期付職員給与関係経費

予算書P. 190

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	91,920	88,109	3,811	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	91,920	88,109	3,811	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内小学校5, 6年生の児童を対象に, 市独自に任用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより, 授業の質を向上させ児童の学習意欲を高める。併せて小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 専門性を有する教職員が指導することにより, 各教科等で主体的・対話的に深い学びを実現できる。
- 2 教科担任制を導入することで, 学級担任の空き時間を確保でき, 教材研究等を深く行うことができる。
- 3 専門性を有する教職員を市で勤務させることで, 教員不足という課題を回避できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小学校に, 理科, 音楽, 図工の専門性を有する教職員(市費負担教職員)を配置する。

業務内容 指導教科の学習指導, 市が重点的に取り組む研究及び研修活動

任用条件 担当する教科に関する専門性や指導経験があること

小学校教員免許または指導教科の中・高等学校教員免許を有すること

任用人数 理科7(常勤7), 音楽及び図工4(常勤3, 短時間1) *短時間は週3日勤務



市費負担教科担任による授業

10010301 指導総務事務

予算書P. 191

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	47,843	48,409	△ 566	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	47,843	48,409	△ 566	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために、昭和61年度に指導室が設置され、教職員への指導・研修を指導室で行うために、県教育委員会から指導主事の派遣を受けている。

県の機構改変に伴い、平成20年度から学校への訪問指導・調査事務等が市に移管された。

平成29年度から「指導室庶務事務」「指導主事派遣事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県教育委員会から5人の職員(指導主事)の派遣を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育全般に関する専門的指導を行い、教育活動の充実を図る。特に教育内容や授業に対する指導助言、研修会の開催等、教育研究機関との連携を通して、教職員の指導力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

定期的な学校訪問の実施、教育委員を中心に行う合同訪問、指導主事が行う計画訪問、各学校が要望する要請訪問等を通して、学校教育に関する助言を行う。

また、授業力向上に向けた授業研究指導、諸帳簿の管理や運用、危険物等の適正な管理についての指導及び県の指導方針や事業に関する伝達を行う。

本市学校教育改革プランに係る学校への助言・指導を行うとともに、他自治体からの問合せや視察対応を行う。



教職員との研究協議

10010304 外国語教育推進事業

予算書P. 192

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	89,851	86,851	3,000	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	89,851	86,851	3,000	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手(ALT)の派遣が開始された。本市では平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置している。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5、6年生で外国語活動が必修化された。本市では、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指し、小中学校の継続性を重視した外国語教育及び国際教育を推進する。小学校では、1年生からALTとともに学ぶ「英語活動」の授業を位置付け、英語に係るすべての授業にALTが参加する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動に取り組む際、特にALTを積極的に活用して、総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

外国語教育を推進するため、市内小中学校に19人のALTを配置し、業務を委託する。

- ・小学校では、1, 2年生の英語活動, 3, 4年生の外国語活動, 教科化され授業時数も増加した5, 6年生の外国語科の全ての授業にALTが参加し児童とコミュニケーションを図る。大規模校2校にはALTを2人配置する。
- ・中学校では、生徒一人一人の言語活動を充実させるため、全中学校にALTを2人ずつ配置する。
- ・授業以外にも、給食を一緒に食べたり、休み時間等を共に過ごしたりすることで国際教育の充実を図る。
- ・中学2年生においてはオンライン英会話を年10回実施し、更なるコミュニケーションの向上を図る。
- ・学校休業日に英語に親しむ機会を提供し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。



小学校外国語活動



オンラインイングリッシュキャンプ

10010306 学習支援ティーチャー等配置事業

予算書P. 192

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	75,198	67,764	7,434	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	75,198	67,764	7,434	

【背景(なぜ始めたのか)】

学習支援ティーチャーは、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等、学校生活への不応問題解消するため平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度から「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校では、個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング(担当教職員と学習支援ティーチャー)による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。中学校では、1年生を対象に基礎学力の向上ときめ細かな教科指導を行い、学力向上と学習習慣の定着を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校では、1, 2年生の学級数に応じて、週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し、複数の教員で学習指導や生活指導を行う。中学校では、1年生の「英語・数学・理科・国語」に対して、週当たり19時間勤務の非常勤講師を配置し、教科指導と学習習慣の指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために、語学指導協力員を配置し、日本語指導を行う。



チームティーチングによる授業

10010307 学校教育研究・研修事業

予算書P. 193

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,046	30,612	434	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	26,100	0	26,100	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	4,946	30,612	△ 25,666	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために昭和61年度に指導室が設置されて以来、教職員への研修等を行っている。ICT支援業務委託については、全教室への電子黒板設置に加え、平成28年度に小中学校児童生徒3人に1台の割合でタブレットが導入されたことに伴い、これらを活用し効果を最大限に発揮させるため、平成28年8月からICT活用支援業務を委託し、中学校区1名のICT支援員(4名)を配置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育研究や研修会をととして教職員の資質向上を図る。

若手教員育成指導を行い、授業力向上や学級経営力向上を目指す。

教職員がICT機器の持つ特性を理解し、効果を最大限に発揮させることによって、児童生徒の新しい時代に必要な情報活用能力の育成と確かな学力の向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定教育研究委嘱事業実施校への支援を行う。

ICT活用支援業務を委託し、中学校区にICT支援員を配置し授業の支援、教職員研修会の支援等を行う。

国の一人1台タブレット事業に対応できるように、令和2年度から引き続き4名の支援員を配置する。

平成30年度から若手教員研修指導員2名を配置しており、引き続き若手教員育成指導を行う。



小中学校オンライン会議



タブレットを使用した授業



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,910	26,340	11,570	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,528	0	3,528	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	34,382	26,340	8,042	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題（不登校、いじめ、発達障がい等）に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年4月もりや学びの里に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制を再編成し、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめなど生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長1人、検査員1人、いじめ対策指導員1人、相談員10人を配置し、下記の支援を行う。

- 1 児童生徒の適応指導に関すること。
- 2 家庭訪問、学校訪問によるいじめや不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

また、令和3年度から教育指導課内に、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う。



総合教育支援センター 職員会議

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,312	1,312	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32	32	0	教室参加児童傷害保険料
一般財源	1,280	1,280	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年9月から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する小学校高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員8人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。

- 1 国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習（宿題等）の支援
- 2 学習方法に関する相談、児童の学習習慣の定着の促進

期間 5月から翌年3月までの土曜日（長期休業期間、祝日、年末年始は除く）

時間 午前9時から正午まで

場所 守谷中学校地域交流スペース



サタデー学習教室(令和元年度)

10020204 小学校ICT環境整備事業

予算書P. 205

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	247,097	167,656	79,441	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	101,802	0	101,802	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	145,295	167,656	△ 22,361	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、児童の学習意欲を高め、思考を深め表現力を広げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

※令和3年度から事業所管を学校教育課から教育指導課に変更

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高度情報化社会の進展に対応した学習環境を整備し、児童の学習意欲や思考力、表現力の向上を図る。情報を主体的に選択し、活用するための能力を育成する。

また、一人1台のタブレット端末環境を有効に活用し、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン学習、ペーパーレス化による費用削減及び校務の負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校務用パソコン、教育用タブレットパソコン、電子黒板、授業支援及び校務支援システム、オンライン学習、インターネット接続環境等の維持を図る。



ロボットをプログラミングし、動作を確認する
小学校1年生

10030204 中学校ICT環境整備事業

予算書P. 212

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	116,227	75,237	40,990	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	43,630	0	43,630	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	72,597	75,237	△ 2,640	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒の学習意欲を高め、思考を深め表現力を広げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

※令和3年度から事業所管を学校教育課から教育指導課に変更

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高度情報化社会の進展に対応した学習環境を整備し、生徒の学習意欲や思考力、表現力の向上を図る。
情報を主体的に選択し、活用するための能力を育成する。

また、一人1台のタブレット端末環境を有効に活用し、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン学習、ペーパーレス化による費用削減及び校務の負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

校務用パソコン、教育用タブレットパソコン、電子黒板、授業支援及び校務支援システム、オンライン学習、インターネット接続環境等の維持を図る。



タブレットを用いた授業

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010403 給食センター施設維持管理事業

予算書P. 197

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,768	22,456	△ 688	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	360	△ 360	
一般財源	21,768	22,096	△ 328	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和44年度から児童生徒の食生活の安定を図るために、完全給食の提供を開始した。現行施設は昭和59年度(増築部分は平成4年度)に供用開始している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

安全な給食の提供には、清潔かつ安全な設備とすることが必要であり、給食センターの施設・設備について適切な維持管理を行うことによって、安心安全な給食を子どもたちに提供することができ、また、センター全体の各種業務を円滑かつ適正に運営することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設設備の保守点検を定期的に行うとともに、維持管理や更新を計画的に行う。

主なものは、施設設備等の修繕、各設備機械の保守点検及び調理機器やコンテナ機材等の更新などである。



蒸気回転釜(千人釜)



コンビオーブンの点検

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	559,963	529,663	30,300	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	315,119	310,843	4,276	学校給食費
一般財源	244,844	218,820	26,024	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年5月から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、市立小中学校の児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた食事の提供と健康教育の一環としての学校給食の充実を図るため、献立の作成から、食材の購入、調理、配送を行う。(調理及び配送については、民間事業者へ業務委託している。)

複雑化する献立作成・発注支援業務への対応のため、献立作成支援システムを導入する。



＜茨城県応援献立＞
ローズポークのねぎみそカツ、
ヤーコンのごまあえ、しらすのかまたき汁、



＜中学3年生応援献立＞
夏野菜のカレー、グリーンサラダ(和風ごまドレッシング)、メロン、ご飯、牛乳

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,658,749	1,411,344	247,405	
国庫支出金	167,054	0	167,054	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	1,158,000	1,037,000	121,000	学校給食センター改築事業債
その他	333,695	349,095	△ 15,400	公共公益施設整備基金繰入金
一般財源	0	25,249	△ 25,249	

【背景(なぜ始めたのか)】

現在の学校給食センターの処理能力(調理食数)は、食材の下処理設備や調理場の面積、調理機器等の容量から検証すると、6,900食程度が上限と見込まれ、現在の推計どおり進めば、令和7年には処理能力の上限である6,900食を超過することになる。また、現在の施設は国が定める衛生管理基準を満たしていない状況であり、増築での対応は困難なため、改築(建替え)をすることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校給食衛生管理基準に適合した衛生的で安全な調理環境を確保するため、施設を改築することにより、安定して児童・生徒に給食を供給することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現時点で調理の処理数が限界に近い状態であることから、施設の改築(建替え)を早急に行う必要があったため、設計と施工を合わせて事業者を募集するDB方式(デザイン・ビルド方式)を採用し、プロポーザル方式での入札による事業者と令和元年度に契約を締結した。

- ・令和元年度 用地取得
- ・令和2年度 基本設計・実施設計、建設工事
- ・令和3年度 建設工事、外構工事
- ・令和4年度 新センター供用開始、旧センター取壊し、駐車場整備、外構工事



新給食センター建物予定地



杭打ち工事

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 225

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	123,700	122,539	1,161	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	172	207	△ 35	図書資料売払代
一般財源	123,528	122,332	1,196	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年5月に開館した。

平成28年度から平成30年度まで指定管理者により運営し、令和元年度からは市直営による運営を再開した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。

市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、A D E A C (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第三次守谷市子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、子ども達に届け、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。また、図書資料の団体貸出やブックトークを実施することにより、児童・生徒の学習活動を支援する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。



中央図書館と公民館図書室を繋ぐ図書館ネットワーク



学校図書館との連携

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,683	22,458	1,225	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,683	22,458	1,225	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20、21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施されている学校教育改革プランに基づく「中央図書館と学校図書館による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

読書センターとしての機能充実のため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。

学習センターとしての機能充実のため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク等により授業支援を行う。

情報センターとしての機能充実のため、図書館の電子資料や情報を活用できるよう、中央図書館利用のためのガイダンスを実施する。

学校図書館担当職員が、司書教諭及び学校司書に対する研修等を実施し、専門性を向上させる。



学校でのブックトーク(※1)



ブックバックサービス(※2)

(※1) 授業の単元に沿って図書館員が本の紹介を行うもの。

(※2) 1箱50冊×6学年＝300冊ごとを学期ごと小学校9校に貸し出すサービス。

令和3年度より、中学校対象のブックバックを開始予定。



団体貸出

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,359	33,643	△ 4,284	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	99	99	0	中央図書館貸付料
一般財源	29,260	33,544	△ 4,284	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成7年5月の開館から、施設や設備を良好に維持管理するために開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

来館者に安全で快適な空間を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

来館者に、より快適な利用環境を提供するため、設備、機械等の管理及び保守点検を実施する。また、老朽化した部分については計画的に修繕等を行う。

主な施設管理業務 建物清掃/警備保障/空調設備保守/自家用電気設備保安管理/自動ドア・昇降機保守/
消防設備点検ほか



中央図書館

